

『漢書』地理志

夫れ **A** 海中に倭人有り、分れて **B** 余国と為る。歳時を以って来り献見すと云う。

楽浪郡の海の向こうに倭人がある。百余りの国に分かれている。

毎年定期的に貢物を献上し、会いにやってくるということだ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

楽浪

空欄Bに当てはまる適語を記せ

百

**難**「歳時を以って」とはどういう意味か

定期的に

『後漢書』東夷伝

建武中元二年、倭の **A**、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。 **B** 賜ふに **C** を以ってす。

安帝の永初元年、倭国王 **D** 等、生口百六十人を献じ、請見を願う。

桓・靈の間、倭国大いに乱れ、更々相攻伐し、歴年主なし。

建武中元2年(57年)に倭の奴国が貢物を持って挨拶にやってきた。

使者は自分のことを大夫と名乗った。倭国の最南端にある。光武帝は印綬を与えた。

安帝の永初元年(107年)に倭国王帥升たちが、奴隷160人を献上し、皇帝に謁見を願った。

桓帝、靈帝(2C後半)のとき、倭国大乱があり、長い間統一する王がいなかった。

**難**建武中元二年は西暦何年か

57年

空欄Aに当てはまる適語を記せ

奴国

空欄Bに当てはまる適語を記せ

光武

空欄Cに当てはまる適語を記せ

印綬

**難**安帝の永初元年は西暦何年か

107年

空欄Dに当てはまる適語を記せ

帥升

生口とは何のことか

奴隷

桓・靈の間とは何世紀のいつ頃か

2世紀後半

『三国志』（『魏志』倭人伝は通称）

倭人は **A** の東南大海の中にあり、山島によりて国邑と為す。旧百余国、漢の時に朝見する者あり。今使訳通ずる所 **B** 国。郡より倭に至るには、海岸に循ひて水行し、… **C** に至る。

倭人は帯方郡の東南の大海の中にある。山がちの島に国やむらがある。昔は百余りの国があった。漢の時代に皇帝に謁見する者がいた。今、何らかの使節や通訳などの連絡があるところは30国。帯方郡から倭に至るには、海岸に従って航行し、…邪馬台国に至る。

この史料の出典の作者を答えよ。

陳 寿

空欄Aに当てはまる適語を記せ

帯 方

空欄Bに当てはまる適語を記せ

三 十

郡とはどこのことを指すか

帯方郡

空欄Cに当てはまる適語を記せ

邪馬台国

『三国志』

其の国、本亦男子を以て王と為し、住ること七・八十年。倭国乱れ、相攻伐して年を経たり。乃ち共に一女子を立てて王と為し、名づけて **A** と日ふ。 **B** を事とし、能く衆を惑はす。年已に長大なるも夫婿なく、男弟有りて、佐けて国を治む。

邪馬台国はもともと男の王であって、7・80年ほど続いていた。倭国大乱がしばらくあったのち、共に一人の女王を王として立てた。その名前を卑弥呼と言う。呪術を使い、人々を動かした。高齢であったが夫はおらず、弟がいて、補佐をして国を治めた。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

卑弥呼

空欄Bに当てはまる適語を記せ

鬼 道

空欄Bに当てはまる言葉は何の何を表しているか

呪 術

景初二年六月、倭の女王、大夫 **A** を遣はし郡に詣り、天子に詣りて朝獻せむことを求む。太守劉夏、吏を遣はし、将つて送りて京都に詣らしむ。其の年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「…今汝を以つて **B** と為し、金印紫綬を仮し、装封して帯方の太守に付し仮授せしむ。…」

景初二(三年の誤り)年(239年)、卑弥呼は大臣難升米を帯方郡に遣わして、貢物を献じることを求めた。郡の長官劉夏は、使いを送り難升米を洛陽に送らせた。その年の十二月、皇帝は詔書で卑弥呼に「今、汝を親魏倭王とし、金印紫綬を許し、包装して帯方の太守に授ける」と伝えた。

景初二年は三年の誤りであるが、西暦何年か	239年
空欄Aに当てはまる適語を記せ	難升米
郡とはどこのことを指すか	帯方郡
倭の女王とは誰か。	卑弥呼
空欄Bに当てはまる適語を記せ	親魏倭王

卑弥呼死するを以つて大いに冢を作る。径百余歩、徇葬する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女 **A** の年十三なるを立てて王と為す。國中遂に定まる。

卑弥呼が死に、大きな塚を作った。その直径は百余歩で、殉葬した者は百人ほどいた。新しく男の王を立てたが、國中が服せず殺し合いが始まり、千人ほどが死んだ。その後卑弥呼の一族の娘の13歳の壺与が王となり、国がようやく安定した。

空欄Aに当てはまる適語を記せ	壺与
卑弥呼の死後、すぐにAが王となった?	×

### 高句麗の好太王碑文

百残・新羅は旧これ属民にして、由来朝貢す。而るに倭、辛卯の年を以つて、来りて海を渡り、百残□□□羅を破り、以つて臣民と為す。

百濟・新羅はもともと高句麗の属民で、以前から朝貢していた。  
しかし倭が辛卯の年(391年)に、海を渡ってきて百濟新羅を破って、臣民とした。

<b>難</b> 百残とはどここの国のことを指すとされるか	百濟
<b>難</b> 辛卯の年とは西暦何年か	391年

『宋書』倭国伝 — 倭王武の上表文 —

A 死して弟 B 立ち、自ら使持節都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓・七国諸軍事安東大將軍・倭国王と称す。順帝の昇明二年、使を遣わして表を上る。曰く「封国は遍遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰みずから甲冑を貫き山川を跋涉して、寧処に違あらず。東は C を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐるごと九十五国…」詔して武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・ D 倭王に除す。

興が死んで弟の武が即位した。武は自ら使持節都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓・七国諸軍事安東大將軍・倭国王と名乗った。順帝の昇明二年(478年)に、武は使者を派遣して上表文で言うことには、「わが国は遠く辺境にあり、そこの守りとなっています。昔から祖先は自ら甲冑を着て山川を駆けまわり、休む暇もありませんでした。東は毛人を征服したのは五十五国、西は衆夷を征服したのは六十六国、海を渡って朝鮮半島を平定したのは九十五国…」順帝は詔で武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王に任命した。

- 空欄Aに当てはまる適語を記せ 興
- 空欄Bに当てはまる適語を記せ 武
- 難 順帝の昇明二年は西暦何年か 478年
- 難 空欄Cに当てはまる適語を記せ 毛人
- 難 海北とはどこを指すか 朝鮮
- 難 空欄Dに当てはまる適語を記せ 安東大將軍
- 武は六国の安東大將軍となった。武が望んだもう一国を答えよ。 百濟

仏教公伝(戊午説) 出典：『上宮聖徳法王帝説』

志癸嶋天皇御世戊午年十月十二日、百濟国主明王、始て仏像経教ならびに僧等を度(わた)し奉る。勅して、A 宿禰の大臣に授けて、興隆せしむ。

欽明天皇の治世の538年、10月12日に、百濟の聖明王が初めて、仏像・経典と僧たちを送ってきた。天皇は蘇我稲目に授けて仏教を興隆させた。

- 難 志癸嶋天皇は何天皇を指すか 欽明天皇
- 難 戊午年は西暦何年か 538年
- 難 空欄Aに当てはまる適語を記せ 蘇我稲目

**仏教公伝(壬申説) 出典：『日本書紀』**

冬十月、**A**の**B**、(中略) 釈迦仏の金銅像一軀、幡蓋 (はたきぬがさ) 若干、經論若干卷を献 (たてまつ) る。蘇我大臣**C**宿禰奏して曰さく「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。豊秋日本 (とよあきつやまと) 豈に独り背かむや」と。物部大連**D**・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が国家の天下に王とましますは恒に天地社禰 (あまつやしろくにつやしろ) の百八十神を以て、春夏秋冬、祭拝 (まつ) りたまふことを事とす。まさに今改めて、蕃神 (あだしくにのかみ) を拝みたまはば、恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。

552年10月、百済の聖明王が、(中略) 釈迦仏の金銅像一体、仏殿に飾る幡と天蓋、經典などを献上してきた。(中略) 天皇は多くの臣下にかわるがわる「隣国が献上した仏は顔は見たこともないほど美しい。

崇拝すべきかどうか。」と聞くと、蘇我稲目は「西方の諸国はどこでも崇拝しています。わが国だけ反対するのはいかなもののでしょうか。」と言った。物部尾輿や中臣鎌子はともに、「わが国の王は恒にわが国のさまざまな神様に一年中守られて、まつりごとをしています。今改めて外国の神を拝むならば、恐ろしいことにわが国の神の怒りを買うことになるでしょう。」と言った。

**難**空欄Aに当てはまる適語を記せ

百 済

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

聖明王

**難**空欄Cに当てはまる適語を記せ

稲 目

**難**空欄Dに当てはまる適語を記せ

尾 輿

**憲法十七条**

一に曰く、**A**を以って貴しとなし、忤ふること無きを宗とせよ。

二に曰く、篤く**B**を敬へ。三宝とは**C**・**D**・**E**なり。

三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とす。臣をば則ち地とす。

十二に曰く、国司・国造、百姓に斂らざれ。国に二人の君非ず。民に二人の主なし。

十七に曰く、夫れ事独り断べからず。必ず衆と論ふべし。

一にいう。和を大切に、人といさかいのないようにせよ。

二にいう。あつく三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧である。

三にいう。天皇の命令である詔には必ず従え。君である天皇は上の立場、臣である豪族は下の立場である。

十二にいう。国司や国造は人民から勝手に税を徴収してはならない。国に二人の君はなく、人民に二人の主はいない。

十七にいう。ものごとを独断で行なってはならない。必ず人々とよく議論をしてから決めよ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

和

空欄Bに当てはまる適語を記せ

三 宝

空欄Bに入る言葉は何のことを指しているか

仏 教

空欄Cに当てはまる適語を記せ

仏

空欄Dに当てはまる適語を記せ

法

空欄Eに当てはまる適語を記せ

僧

## 『隋書』倭国伝

開皇二十年、倭王あり。姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩雞彌と号す。使を遣はし…  
600年、倭王、姓はアメ、字はタリシヒコ、大王と号す。使いを送って…

大業三年、その王多利思比孤、使を遣して朝賀す。使者曰く「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に朝拝せしめ、兼ねて沙門数十人をして、来りて仏法を学ばしめん」と。其の国書に曰く、「日出づる処の **A**、書を日没する処の **A** に致す。恙無きや云々」と。帝之を見て悦ばず、**上** に謂ひて曰く、「蛮夷の書、無礼なる者有り復た以て聞する勿れ」と。明年、**上**、文林郎**裴清**を遣して倭国に使せしむ。

607年、倭の王タリシヒコが使者（小野妹子）を派遣してきた。使者が言うことには、「聞くところによると、**煬帝**様は仏教を重視しているとのことですね。そこで朝拝し、同時に僧侶数十人に仏教を学ばせようと思います。」その国書には「太陽の昇る国の天子が、太陽の沈む国の天子に手紙を差し上げます。健康でいますか……」とあった。**煬帝**はこれを見て不機嫌になり、外交官に言うことには「蛮夷の書で無礼なものがある。2度とそれを聞かすな」と言った。翌年に**煬帝**は、文林郎の**裴世清**を倭国に派遣させた。

<b>難</b> 開皇二十年は西暦何年か	600年
大業三年は西暦何年か	607年
使と誰のことか	小野妹子
海西の菩薩天子とは誰のことか(その後の帝や上も)	煬帝
<b>難</b> 空欄Aに当てはまる適語を記せ	天子
<b>難</b> 空欄Bに当てはまる適語を記せ	鴻臚卿
<b>難</b> 裴清は正しい名前ではない。正しい名前を記せ	裴世清

改新の詔 出典『 A 』

(大化)二年春正月甲子朔、賀正の礼畢りて、即ち改新の詔を宣ひて曰く。

その一に曰く、昔在の天皇等立てたまへる B の民・処々の C、及び別には臣・連・伴造・国造・村首の所有(たもて)る D の民・処々の E を罷めよ。仍りて F を大夫より以上に賜ふこと、差有らむ。下りて布帛を以て、官人・百姓に賜ふこと、差有らむ。その二に曰く、初めて京師(みさと)を修め、畿内・国司・郡司・関塞(せきそこ)・斥候(うかみ)・防人・駅馬(はゆま)・伝馬を置き、鈴契(すずしるし)を造り、山河を定めよ。その三に曰く、初めて戸籍・計帳・ G の法を造れ。凡て五十戸を里とす。里毎に長を一人置く。(以下略)

その四に曰く、旧の賦役を罷めて、田の H を行へ。(以下略)

第 1 に、これまで歴代の天皇が設定した子代の民や屯倉、とりわけ豪族の臣・連・伴造・国造・村首らが持っていた部曲や田荘を廃止せよ。代わりに大夫以上には食封を冠位に応じて支給する。それ以下の官人と農民には布帛を支給する。

第 2 に、都の制度を設定し、畿内・国司・郡司や関(軍事要地)・偵察者・防人・官用の伝達馬・租税の運搬馬を置き、国郡の境を定めよ。

第 3 に、戸籍・計帳・班田収授の法を作れ。50 戸を 1 里とし、里ごとに里長を 1 人置くこと。

第 4 に、従来の力役を廃止し、田に課す調を徴収せよ。

空欄 A に当てはまる適語を記せ

日本書紀

難 空欄 B に当てはまる適語を記せ

子代

空欄 C に当てはまる適語を記せ

屯倉

難 空欄 D に当てはまる適語を記せ

部曲

空欄 E に当てはまる適語を記せ

田荘

空欄 F に当てはまる適語を記せ

食封

「郡司」の記述があるが、大化の改新から大宝律令制定までに使用されていた行政区画は何か。 評

大化の改新以降、行政区画が郡なのか評なのかという郡評論争があった。この論争はある都跡から出土した木簡により決着したが、その都の名を答えよ。 藤原京

空欄 G に当てはまる適語を記せ

班田収授

難 空欄 H に当てはまる適語を記せ

調(みつぎと読む)

**養老令 出典『令義解』**

凡そ **A** の絹・あしぎぬ・糸・綿・布は、並に郷土の所出に随へよ。正丁一人に、絹・あしぎぬ八尺五寸…糸八両、綿一斤、布二丈六尺… **B** 二人、 **C** 四人は各々一正丁に同じ。凡そ正丁の **D** は十日。もし庸を取べくは布二丈六尺。

凡そ令条の外の雑徭は、人毎に均しく使へ。惣べて **E** 日を過ぐることを得じ。

調の絹・あしぎぬ・糸・綿・布などはその土地の特産物に従え。正丁1人に対し、絹・あしぎぬは8尺5寸…糸は8両、綿は1斤、布は2丈6尺…次丁2人分と中男4人分が、正丁1人分と同じである。

正丁の歳役は10日とする。もし代わりに庸を納めるなら布2丈6尺とする。

令で規定された以外の雑徭は、人を平均して使い、年間一人当たり60日を過ぎないようにせよ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

調

**難** 空欄Bに当てはまる適語を記せ

次丁

**難** 空欄Cに当てはまる適語を記せ

中男

**難** 空欄Dに当てはまる適語を記せ

歳役

空欄Eに当てはまる適語を記せ

六十

**養老令 出典『令義解』**

凡そ **A** を給はむことは、男に **B** 。女は **C** を減ぜよ。 **D** 以下には給はざれ。…(中略) …易田は倍にして給へ。

口分田は男子に2段支給せよ。女子は三分の一を減らすこと。5才以下には与えないこと。やせた田は2倍の口分田を与えよ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

口分田

空欄Bに当てはまる適語を記せ

二段

空欄Cに当てはまる適語を記せ

三分の一

空欄Dに当てはまる適語を記せ

五年

**養老令 出典『令義解』**

凡そ兵士を簡(えら)び点(さ)さむ次(ついで)には、皆比近をして団割せしめよ。其れ点して軍に入るべくは、同戸の内に **A** 丁毎に一丁を取れ。凡そ兵士の上番せむは **B** に向はむは一年、防に向はむは **C** 年。行程を数えず。

兵士を選んだ後は、皆近くの軍団に配属させよ。兵士を選ぶにあたり、1戸の正丁のうち、3人に1人を選べ。兵士が警備に赴くとき、都の衛士は1年、防人は3年である。現地までの往復日数は数えない。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

三

空欄Bに当てはまる適語を記せ

京

空欄Cに当てはまる適語を記せ

一

**A** 令 出典『 **B** 』

(和銅四年十月甲子)詔して曰わく、「夫れ錢の用為るは、財を通して有無を貿易する所以なり。当今、百姓、尚習俗に迷いて、其の理を解らず。僅かに売り買いすと雖も、猶錢を蓄へる者なし。其の多少に随いて、節級して位を授けよ。」

(711年10月23日)天皇が詔しておっしゃるには、「そもそも錢の有用な点は、財を通じて余ったもの足りないものを交換・売買することにある。今の百姓は、依然として古い慣習にしたがって、その理法がわからないでいる。わずかに売買するといっても、錢を蓄える者はいない。そこで蓄錢の多少にしたがって、段階をつけて位を授けなさい。」

空欄Aに当てはまる適語を記せ

蓄錢叙位

空欄Bに当てはまる適語を記せ

続日本紀

この法令が出されたのは西暦何年か。

711年

この法令が出された時の都を答えよ。

平城京

**難**「節級して位を授けよ」とはどういう意味か。

段階をつけて位を授けなさい

**A** 出典は『 **B** 』

天地(あめつち)は 広しといへど 吾がためは 狭(さ)くやなりぬる 日月は 明(あか)しといへど 吾がためは 照りや給はぬ 人皆か 吾のみやしかる わくらばに 人とはあるを 人並に 吾れもなれるを 綿も無き 布肩衣の 海松(みる)のごと わわけさがれる かかふのみ 肩に打ち掛け ふせいおの まげいおの内に 直土(ひたつち)に 藁(わら) 解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは足の方に 囲みいて 憂へさまよひ 竈(かまど)には 火気(ほけ) 吹きたてず 甑(こしき)には 蜘蛛(くも)の巣かきて 飯炊(いひかし)く 事も忘れて ぬえ鳥の のどよひ居るに いとのかきて 短き物を 端切ると 言えるが如く **しもととる 五十戸良が声は 寝屋戸(ねやど)まで 来立ち呼ばひぬ かくばかり 術なきものか 世の中の道**

**世間を憂しとやさしと思へども 飛び立ちかねつ鳥にしあらねば**

天地は広いというけれど、私には狭いものだ。太陽や月は明るいというけれど、私のためには照らしてはくれないものだ。他の人もみなそうなんだろうか。私だけなのだろうか。人として生まれ、人並みに働いているのに、綿も入っていない海藻のようにぼろぼろになった衣を肩にかけて、つぶれかかった家、曲がった家の中には、地面にわらをしいて、父母は枕の方に、妻子は足の方に、私を囲むようにして嘆き悲しんでいる。かまどには火のけがなく、米をにる器にはクモの巣がはってしまい、飯を炊くことも忘れてしまったようだ。ぬえ鳥の様にかぼそい声を出していると、短いもののはしを切るとでも言うように、鞭を持った里長の声が寝床にまで聞こえる。こんなにもどうしようもないものなのか、世の中というものは。

この世の中はつらく、身もやせるように耐えられないと思うけれど、鳥ではないから、飛んで行ってしまってもできない。

空欄Aに当てはまる史料名を記せ

貧窮問答歌

空欄Bに当てはまる適語を記せ

万葉集

**難**五十戸良とは何のことか

里長

**三世一身法 出典：『 A 』**

(**養老七年**四月)辛亥。太政官奏すらく、「頃者百姓漸く多くして、田地窄狭(さくきょう)なり。望み請ふらくは、天下に勸め課(おお)せて、田疇(ちゅう)を開闢(ひら)かしめむ。其れ新たに溝池を造り、開墾を営む者あらば、多少を限らず給して **B** に伝へしめむ。若し旧溝池を遂(お)はば、其の **C** に給せむ」と。奏可す。

**723年** 4月、太政官が天皇に奏上したことは、「最近には百姓の人口は増加しましたが、田地は不足しています。できれば人々に開墾を勧めることを望みます。新たに溝池を作り開墾した者は、多少に関わらず三代までの私有を認める。古い溝池を利用した者は本人一代私有を認めるのは、いかがでしょうか。」と。天皇はこれを認めた。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

続日本紀

養老七年は西暦何年か

723年

空欄Bに当てはまる適語を記せ

三世

空欄Cに当てはまる適語を記せ

一身

**墾田永年私財法 出典：『 A 』**

(**天平十五年**五月)乙丑。詔して曰く、「聞くならく、墾田は**養老七年の格**に依るに、限満つるの後、例に依りて収授す。是に由りて農夫怠り倦み、開地復た荒る。自今以後、任に私財と為し、 **B** を論ずること無く咸(みな)悉(ことごと)く永年取ること莫れ。其れ親王一品及び一位は五百町、二品及び二位は四百町……初位以下庶人に至るは十町。但し郡司は、大領少領に三十町、主政主帳に十町。(以下略)」と。

743年5月、天皇の詔によると、「聞くところによると墾田は、**三世一身法**によって期限が来ると収公することになっている。このため農民が怠けて、開墾した土地がまた荒れている。これからは私財を認め三世一身の期限を決めず、永遠に収公しないようにせよ。親王一品と一位は500町まで、二品と二位は400町……初位以下一般農民は10町。

但し郡司は大領少領は30町、主政主帳は10町。」と。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

続日本紀

天平十五年は西暦何年か

743年

養老七年の格とは何か

三世一身法

空欄Bに当てはまる適語を記せ

三世一身

**国分寺建立の詔 出典：『 A 』**

(天平十三年三月)乙巳。詔して曰く、「朕薄徳を以て忝(かたじけな)くも重任を承け、未だ政化を弘(ひろ)めず。……宜しく天下の諸国をして、各々敬みて七重塔一区を造り、ならびに B、C、各一部を写さしむべし。……僧寺には必ず廿僧あらしめ、その寺の名を D と為し、尼寺には一十尼あらしめ、其の寺の名を E と為す……」と。

741年、詔を出して言うことには、「朕(聖武)は薄徳で恥ずかしながら政務を承るが、未だに徳は広まらない。……よって諸国に七重の塔を造らせ、金光明最勝王経・妙法蓮華経をそれぞれ一部写させよ。……僧寺は20名の僧をおき、その名を金光明四天王護国之寺とする。尼寺は10名の尼僧をおき、その名を法華滅罪之寺とする……」と。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 空欄Aに当てはまる適語を記せ    | 続日本紀       |
| 「朕(ちん)」とは誰のことを指すか | 聖武天皇       |
| 難 空欄Bに当てはまる適語を記せ  | 金光明最勝王経    |
| 難 空欄Cに当てはまる適語を記せ  | 妙法蓮華経      |
| 難 空欄Dに当てはまる適語を記せ  | 金光明四天王護国之寺 |
| 難 空欄Eに当てはまる適語を記せ  | 法華滅罪之寺     |

**大仏造立の詔 出典：『続日本紀』**

(天平十五年)冬十月辛巳。詔して曰く、「…天平十五年、癸未十月十五日を以て、菩薩の大願を發して、A 金銅の一軀を造り奉る。……夫れ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。……事は成り易き心や至り難き。……」

743年に詔が出された。「743年10月15日をもって菩薩の願いをおこして、盧舎那仏一体を造る。……天下の富を持つ者は朕である。天下の勢力を持つ者も朕である。……造るのは簡単だが、心をこめるには庶民の協力が必要である。……」

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| 天平十五年に出されたもう一つの法令を答えよ。 | 墾田永年私財法 |
| 空欄Aに当てはまる適語を記せ         | 盧舎那仏    |
| 空欄Aはどこに安置されることになったか    | 東大寺     |

徳政論争 出典：『 A 』

(延暦二十四年十二月)壬寅。…勅有りて参議右衛士督従四位下藤原朝臣 B と、参議左大弁正四位下菅野朝臣真道とをして天下の徳政を相論せしむ。時に B 議して云く、「方今天下の苦しむ所は、軍事と造作なり。この両事を停めなば百姓安んぜん」と。真道異議を確執し、肯て、聴かず。帝、 B の議を善しとし、即ち停廢に従ふ。有識これを聞きて感嘆せざるはなし。

桓武天皇の詔勅があつて、藤原緒嗣と菅野真道を招き、天下の徳政を論じさせた。緒嗣が主張することには「今天下が苦しんでいるのは蝦夷征討と平安京造営です。この2つをやめれば、百姓は助かります」と。真道は違う意見を主張し、譲らなかつたが、天皇は緒嗣の意見を採用し、これら中止した。これを聞いて有識者は皆感嘆した。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

日本後紀

空欄Bに当てはまる適語を記せ

緒 嗣

軍事とは何のことを指すか

蝦夷の征討

造作とは何のことを指すか

平安京の造営

この論争を行わせた天皇を答えよ

桓武天皇

A 意見封事十二箇条 出典：『 B 』

臣、去る寛平五年に備中介に任ず。かの国の下道郡に、邇磨郷あり。ここにかの国の風土記を見るに、皇極天皇の六年に、大唐の將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐ C を伐つ。 C 使を遣はして救はむことを乞ふ。天皇筑紫に行幸したまひて、將に救の兵を出さむとす。(略) 天皇詔を下し、試みにこの郷の軍士を徴したまふ。即ち勝兵二万人を得たり。天皇大に悦びて、この邑を名けて二万郷と曰ふ。後に改めて邇磨郷と曰ふ。(略)

天平神護年中に、右大臣吉備朝臣、大臣をもて本郡の大領を兼ねたり。試みにこの郷の戸口を計へしに、わずかに課丁千九百余人ありき。貞観の初めに、故民部卿藤原保則朝臣、かの国の介たりし時に、(略)大帳を計ふるの次に、その課丁を閲せしに、七十余人有りしのみ。某任に到りて、またこの郷の戸口を閲せしに、老丁二人・正丁四人・中男三人ありしのみ。去る延喜十一年に、かの国の介藤原公利、任満ちて都に帰りたりき。清行問ふ、「邇磨郷の戸口当今幾何ぞ」と。公利答へて云く、「一人もあることなし」と。(略) **一郷をもてこれを推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし。**

私は去る寛平五年に備中介に任命された。この国の下道郡に邇磨郷がある。備中国風土記を見ると斉明天皇六年に、唐の將軍の蘇定方が新羅の軍を率いて百濟を討ったので、百濟は使を遣わして救援を求めてきた。そこで天皇は筑紫に行き、援軍を出そうとした。(略) 試しにこの郷より兵士を徴発したところ、すぐれた兵士二万人が集まった。天皇は大変喜んで、この村を二万郷と名付けた。後にこれを邇磨郷と改めた。

天平神護年間に右大臣吉備真備が下道郡の大領を兼任した際、試しにこの郷の人口を調べると、課丁がわずか1900人余りしかいなかった。また、貞観年間の初め、故民部卿藤原保則が備中介であった時、大帳を調べるついでに課丁を調べたところ、70人余りいるのみであった。また私が任命されこの郷の人口を調べたところ、老丁二人、正丁四人、中男三人があるだけだった。去る延喜十一年、備中介藤原公利が、任期が終わり帰京したので、私が邇磨郷の人口は今どれだけかと尋ねると、一人もいないと公利は答えた。(略) 一つの郷の様子から推測するに全国の衰えは明らかである。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| 空欄Aに当てはまる適語を記せ         | 三善清行     |
| 空欄Bに当てはまる適語を記せ         | 本朝文粹     |
| 難 「皇極天皇」とあるが正しい天皇名を答えよ | 斉明天皇     |
| 空欄Cに当てはまる適語を記せ         | 百濟       |
| 難 「右大臣吉備朝臣」とは誰のことか     | 吉備真備     |
| 中男は何歳から何歳までの男性か        | 17歳から20歳 |

### 望月の歌 出典：『 A 』

(寛仁二年十月)十六日乙巳。今日、女御 B を以て皇后に立つる日なり。…太閤、下官を招き呼びて云ふ。「和歌を読まむを欲す。必ず和すべし」てへり。「何ぞ和し奉らざらむや」と。又云ふ。「誇りたる歌になむある。但し宿構にあらず」てへり。「この世をば わが世とぞ思ふ 望月の かけたる事も なしと思えば」。余申して云く、「御歌優美なり。酬答するに方なし、満座ただ此の御歌を誦すべし。…」と。

1018年10月16日、今日女御だった藤原威子が後一条天皇の皇后になった。…藤原道長は藤原実資を呼び寄せて「和歌を詠みたいので、返歌をせよ。」と言った。それに答えて「必ず返歌いたしましょう」と言った。又道長は「自慢げな歌であるが前から作っていたものではない」と言った。「この世は 私のものだと思う 満月が 欠けていないのと同じように」私は、「とてもすばらしい歌です。返歌ができません。皆でこの歌を詠みましょう。」と言った。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

小右記

空欄Bに当てはまる適語を記せ

藤原威子

太閤とは誰か

藤原道長

下官はこの日記の作者であるが、誰のことか

藤原実資

### 遣唐使の廃止 出典：『菅家文草』

諸公卿をして遣唐使の進止を議定せしめむことを請ふの状

右、臣某、謹みて在唐の中権、去年三月商客王訥等に附して至る所の録記を案ずるに、大唐の凋弊、之を載すること具なり。更に朝せざる問のありし事を告げ、終に入唐の人を停めんと。

遣唐使の派遣停止について、公卿の審議を求める上申書

私道真が、唐にいる中権が、去年三月に商人の王訥に預けてよこした記録を見たところ、唐衰退の様子が詳しく書かれていました。さらに遣唐使派遣の要請があったが、遣唐使を廃止すべきことを告げています。

臣某とは誰か

菅原道真

当時の天皇は誰か

宇多天皇

**A** 鹿子木荘 出典：『 **B** 』

鹿子木の事

一、当寺の相承は、**C** 沙弥、**D** 嫡々相伝の次第なり。

一、**D** の末流 **E** の時、権威を借らんがために **F** 卿をもって **G** と号し、年貢四百石を以て割き分ち、**F** は庄家領掌進退の **H** 職となる。

一、**F** の末流 **I** 微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に **I**、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王に寄進す。…御室に進付せらる。これ則ち **J** の始めなり。…

鹿子木荘のこと。

一、もともとの持ち主は、開発領主寿妙であった。

一、寿妙の孫の中原高方が、権威を借りようと藤原実政を領家とし、年貢 400 石を実政に上納することとした。そして中原高方は預所となった。

一、領家藤原実政のひ孫の願西は力がなく、国衙が介入してきたため、願西は収入 400 石のうちの 200 石を割いて、高陽院内親王に寄進した。この内親王が亡くなった後は、仁和寺にこの権利が渡った。これが本家の始めである。

**難** 空欄 A に当てはまる適語を記せ

肥後国

**難** 空欄 B に当てはまる適語を記せ

東寺百合文書

空欄 C に当てはまる適語を記せ

開発領主

**難** 空欄 D に当てはまる適語を記せ

寿 妙

**難** 空欄 E に当てはまる人物の姓名を記せ

中原高方

**難** 空欄 F に当てはまる人物の姓名を記せ

藤原実政

空欄 G に当てはまる適語を記せ

領 家

空欄 H に当てはまる適語を記せ

預 所

**難** 空欄 I に当てはまる人物の姓名を記せ

願 西

**難** 「高陽院内親王」の父親を答えよ

鳥羽天皇

空欄 H に当てはまる適語を記せ

預 所

延久の荘園整理令 出典：『 A 』

コノ B 位ノ御時、… C ノ D トテハジメテヲカレタリケルハ、諸国七道ノ E ・ F モナクテ G ヲカスル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ、宇治殿ノ時一ノ所ノ御領々々トノミ云テ、庄園諸国ニミチテ、 H ノツトメタヘガタシナド云フ、キコシメシモチタリケルニコソ。

後三条天皇の治世に、記録庄園券契所が初めて設けられたのは、全国の所領に宣旨や官符もなく公田をかすめ取ってる荘園があり、全国の大きな害となっていると聞いていたからである。特に藤原頼通の時に摂関家の御領とのみ言って、諸国に荘園があふれ、受領の任務が果たせないという声を聞いていたからであろう。

空欄Aに当てはまる適語を記せ	愚管抄
空欄Aの作者は誰か	慈円
空欄Bに当てはまる適語を記せ	後三条
空欄Cに当てはまる適語を記せ	延久
空欄Dに当てはまる適語を記せ	記録所
難 空欄Eに当てはまる適語を記せ	宣旨
難 空欄Fに当てはまる適語を記せ	官符
難 空欄Gに当てはまる適語を記せ	公田
宇治殿とは誰のことか	藤原頼通
一ノ所とはどういう意味か	摂関家領
空欄Hに当てはまる適語を記せ	受領

延久の荘園整理令 出典：『百練(鍊)抄』

(延久元年二月)廿三日、寛徳二年以後の新立庄園を停止すべし。たとい彼年以往といへども、立券分明ならず、国務において妨げあるもの、同じく停止の由、宣下す。

(延久元年)閏二月十一日、始めて A を置き、寄人らを定む。

1069年2月23日、1045年以後の新立荘園は停止する。たとえそれ以前であってもその証拠書類が明らかでないもの、国務に支障をきたすものは、同じく停止することを命ずる。

1069年閏2月(10月の誤り)、始めて記録庄園券契所を置き、事務官を決める。

難 寛徳二年は西暦何年か	1045年
空欄Aに当てはまる適語を記せ	開発領主

**院政 出典：『 A 』**

…天下ヲ治給コト十四年、**太子**ニユヅリテ尊号アリ。世ノ政ヲハジメテ院中ニテシラセ給。  
…此御代ニハ院ニテ政ヲキカセ給ヘバ、**執柄**ハタゞ職ニソナワリタルバカリニナリス。  
天皇として治めた 14 年後、皇太子の**堀河天皇**に譲って上皇となり、  
政治をはじめて院で行われた。白河上皇の代には、院で政治が行われたため、**摂政・関白**は  
ただ名目だけの職となってしまった。

空欄 A に当てはまる適語を記せ

神皇正統記

太子とは誰のことか

堀河天皇

**難** 執柄とは何のことか

摂政・関白

**平氏の繁栄 出典：『平家物語』**

**六波羅殿**の御一家の君達(きんだち)といひてしかば、花族も英雄も面をむかへ肩をならぶる  
人なし。されば**入道相国**のこじうと平大納言 **A** ののたまひけるは、「此一門にあらざらむ  
人は皆人非人なるべし」とぞのたまひける。……吾が身の栄花を極るのみならず、  
一門共に繁昌して、嫡子重盛、内大臣の左大将、次男宗盛、中納言の右大将三男知盛、三位中将、  
嫡孫維盛四位少将、惣じて一門の公卿十六人、殿上人三十人、諸国の受領、衛府、諸司、都  
合六十余人なり。日本秋津嶋は纔に六十六箇国、平家知行の国三十余カ国、既に半数をこえ  
たり。其他庄園田畠いくらという数を知ず。

**平清盛**の一族の子女と聞くと、摂関家に次ぐ清華家の人々も、顔を合わせることも、肩を並  
べることもできない。そのため**清盛**の妻時子の兄、平時忠のおっしゃることには、「この一門  
でないものは皆人ではない。」とおっしゃった。……清盛自身が栄華を極めるだけでなく、  
一門も繁栄し、嫡子重盛は内大臣、左近衛大将、次男宗盛は中納言、右大将三男知盛は三位の中  
将、嫡孫の維盛は四位少将で、一門で公卿は 16 人、殿上人は 30 人、諸国の受領・衛府・諸司  
など役人は 60 人にのぼった。日本 66 か国のうち、平家の知行国は 30 数か国で既に半数を超  
えている。そのほか庄園、田畑の数は数えきれない。

六波羅殿は誰のことか

平清盛

入道相国は誰のことか

平清盛

**難** 空欄 A に当てはまる適語を記せ

平時忠

源頼朝の挙兵 出典：九条兼実『 A 』

(治承四年)又伝へ聞く。謀叛の賊、 B の子、年来配所の C 国にあり。しかるに近日凶悪を事とし、去んぬる頃新司の先使と凌礫す。時忠卿知行の国なり。凡そ伊豆・駿河両国を押領しおわんぬ。又為義の息、一兩年熊野の辺りに来たり住む。しかるに去る五月の乱逆の刻み、板東方に赴きて、彼の B の子に与力す。大略謀叛を企つるか。あたかも将門の如しと云々。

1180年、また伝え聞いた話である。謀叛の賊源義朝の子頼朝は、これまで流刑地の伊豆国にあったが、最近謀叛を起こし、去る頃、伊豆国の目代(もくだい)山木兼隆に狼藉を働いた。(平時忠卿が治める国である。)どうやら伊豆・駿河両国を押領した模様である。また源為義の子行家ここ一年～二年ほど熊野の辺りに住んでいたが、去る5月の以仁王・源頼政の反乱の時、関東へ赴き、頼朝に味方し、謀叛を企てたのではないかと思われる。まさに将門の乱のごとしという。

- |   |                        |       |
|---|------------------------|-------|
| 難 | 治承四年とは西暦何年か            | 1180年 |
|   | 空欄Aに当てはまる適語を記せ         | 玉葉    |
| 難 | 空欄Bに当てはまる適語を記せ         | 義朝    |
| 難 | 空欄Cに当てはまる適語を記せ         | 伊豆    |
| 難 | 去る五月の乱逆に関する令旨を出した人物は誰か | 以仁王   |

福原遷都 出典：『 A 』鴨長明

また、治承四年水無月の比、にはかに都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。おほかた、この京のはじめを聞ける事は、 B の天皇の御時、都と定まりにけるより後、すでに四百余歳を経たり。ことなるゆゑなくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを世の人安からず憂へあへる、実にことわりにも過ぎたり。(中略)されど、とかく言ふかひなくて、帝より始め奉りて、大臣・公卿皆悉く移ろひ給ひぬ。

また治承4年の6月頃に、突然、都の福原(現在の神戸市)への移転が行われることになった。全く思ってもいないことだった。大体、この平安京の都が建設された経緯については、嵯峨天皇の時代(史実としては桓武天皇の時代だが)に新しい都と定められ、それ以降、400年余りが経つと聞いている。それだけの歴史があるのだから、特別な理由がないのであれば、そう簡単に遷都などするべきではない。遷都の理由を知らない人々が、安心できず心配しているが、それは本当にもっともな事である。(中略)とはいっても、今更何を言っても仕方がなくて、安徳天皇をはじめとして大臣・公卿といった朝廷の高位高官は全員、新都のほうに移ってしまわれた。

- |   |                |      |
|---|----------------|------|
| 難 | 空欄Aに当てはまる適語を記せ | 方丈記  |
| 難 | どこに遷都した場面の史料か  | 福原   |
| 難 | 空欄Bに当てはまる適語を記せ | 嵯峨   |
| 難 | 帝とは誰のことか       | 安徳天皇 |

**守護・地頭の設置 出典：『 A 』**

(文治元年十一月) 十二日辛卯。……凡そ今度の次第、関東に重事たるの間、沙汰の篇 始終の趣、太(はなは)だ思し食(め)し煩ふの処、因幡の前司 B 申して云く、「世已(すで)に澆季(ぎょうき)にして、梟悪(きょうあく)の者、尤(もっと)も秋(とき)を得るなり。天下に反逆の輩有るの条、更に断絶すべからず。而るに東海道の内に於いては、御居所たるによって静謐せしむと雖も、奸濫定めて他方に起こらんか。これを相鎮めんがために、毎度東土を発遣せらるるは、人々の煩いなり。国の費えなり。此の次(ついで)を以て、諸国に御沙汰を交へ、国衙・荘園毎に C ・ D を補せられれば、強ち怖(おそ)るる所有るべからず。「早く申し請はしめ給ふべし」と云々。二品、殊に甘心し、此の儀を以て治定す。

1185年、この度の義経の謀反による後白河法皇の「頼朝追討の院宣」は関東において重大事であるので、どのように扱うべきか、どのように処理するべきか、頼朝がいろいろと思い悩んでいたところ、大江広元が言うことには、「世間は既に道德・人情が衰えた末世であり、極悪非道の者が最も時流にかなう時である。天下の反逆者を絶滅させることはできないでしょう。東海道の中はわが鎌倉の本拠地であるために、静かにはなっているが、他方では秩序が乱れることが起こるであろう。これを鎮めるために、毎回関東の武士を派遣するのは、武士の重荷であるし国費の無駄である。この機会に全国に支配を伸ばし、国衙・荘園ごとに守護・地頭を任じれば、必要以上に恐れることはない。早く申請するのが良いでしょう。」と云々。

頼朝はとても感心し、これを決定した。

難 空欄Aに当てはまる適語を記せ

吾妻鏡

難 空欄Bに当てはまる適語を記せ

広元

難 「反逆の輩」とあるが、この時期頼朝と敵対していた人物を答えよ

源義経

難 空欄Cに当てはまる適語を記せ

守護

難 空欄Dに当てはまる適語を記せ

地頭

難 二品とは誰か

源頼朝

守護・地頭の設置 出典：『 A 』

(文治元年十一月) 廿八日。……伝へ聞く、頼朝の代官**北条丸** 今夜経房(つねふさ) に謁すべしと云々。定めて重事等を示すか。又聞く、件の北条丸以下の郎従等、相分ちて五畿・山陰・山陽・南海・西海・の諸国を賜はり、庄公を論ぜず **B** 段別 **C** 宛て催すべし。啻(ただ) に兵糧の催のみに非ず。惣じて以て田地を知行すべしと云々。凡そ言語の及ぶ所に非ず。

1185 年、聞く所によると、頼朝の名代、**北条時政**が今夜経房に拝謁するとのことである。重大なことを決定したのだろうか。また北条丸以下の武士たちは、五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を分割してもらい受け、荘園・公領を論ぜず段別 5 升の兵糧米を徴収するということだ。ただ兵糧を徴収するだけではない。全体的には田地を支配するらしい。言語道断なことである。

- 難** 空欄 A に当てはまる適語を記せ 玉 葉
- 難** 空欄 A の作者は誰か 九条兼実
- 難** 北条丸とは誰のことか 北条時政
- 難** 空欄 B に当てはまる適語を記せ 兵 糧
- 難** 空欄 C に当てはまる適語を記せ 五 升

北条義時追討の宣旨

近曾関東の成敗と称し、天下の政務を乱る。わずかに**將軍**の名を帯ぶるといえども、なお以て幼稚の齢にあり。しかる間、彼の **A** 朝臣、ひとへに言詞を教命に仮り、ほしいままに裁断を都鄙にいたす。あまつさへ己が威を耀かし、皇憲を忘れたるが如し。これを政道に論ずるに、謀反と謂ふべし。早く**五畿**七道の諸国に下知し、彼の朝臣の身を追討せしめよ。

近頃鎌倉幕府の命令によって、全国の政治が乱れている。**九条頼経**が將軍の名を帯びているが、まだ若い年齢である。しかし北条義時は九条頼経の言葉を借りて、ほしいままに命令を全国に出している。自身の権威のみを輝かし、天皇の権威を忘れている。これを政治のあり方から考えて、謀反と言っていいだろう。はやく全国に命令を出し、北条義時を追討せよ。

- 將軍とは 4 代將軍のことであるが誰のことか 九条頼経
- 空欄 A に当てはまる適語を記せ 義 時
- 五畿をすべて答えよ 和泉国・河内国・摂津国・大和国・山城国

## 北条政子の演説 出典：『吾妻鏡』

(承久三年五月十九日)二品、家人等を簾下に招き、秋田城介景盛を以て示し含めて曰く、皆心を一にして奉(うけたまわ)るべし。是れ最期の詞なり。故**右大将**軍朝敵を征罰し、関東を草創してより以降、官位と云ひ俸禄と云ひその恩既に山岳よりも高く、溟渤よりも深し。報謝の志し浅からんや。而るに今逆臣の纒(ざん)に依て、非義の綸旨を下さる。名を惜しむ族(やから)は早く秀康・胤義等を討ち取り、三代將軍遺跡を全(まっ)うすべし。但し院中に参らんと欲する者は、只今申し切るべし者(てえれば)、群参の士悉(ことごと)く命に応じ、且つは涙に溺(しず)みて返報を申すに委(くわ)しからず 只命を軽んじて恩に酬(むく)いんことを思ふ。

**1221年**、**北条政子**は御家人を御簾(みす)の下に招いて、安達景盛に話をさせて言うことには、「皆、心を一つにして聞きなさい。これが最後の言葉です。今はなき**源頼朝**が朝敵を征伐し、鎌倉幕府を開いて以降、官位や俸禄など、その恩は山よりも高く、海よりも深い。それに報いる気持ちが浅いはずがあるだろうか。しかし今、裏切った家臣の讒言(ざんげん)によって筋違いな院宣が下された。名誉を重んじる者は、北面の武士の藤原秀康と、三浦胤義を討ち取り、源氏三代の遺跡である幕府の存続を守り抜きなさい。ただし院に味方したい者は、今すぐ申し出なさい。」と言うと、集まった武士たちは、皆命令に応じ、また涙を流して返事もできない者もいた。ただ命をかけても恩に報いようと思った。

承久三年は西暦何年か

1221年

二品とは誰のことか

北条政子

右大将とは誰のことか

源頼朝

**新補率法 出典：『新編追加』**

**去々年の兵乱**以後、諸国の庄園・郷保に補せらるる所の地頭、沙汰の条々

一、得分のこと

右、宣旨の状の如くんば、仮令、田畠各 **A** 町の内、**B** 町は領家・国司の分、

**C** 町は地頭の分、広博狭小を嫌はず、この率法を持って免給の上、**D** は段別に

**E** 升を充て行はるべしと云々。

**承久の乱**以後、諸国の庄園・国衙領に任じられた地頭に関する処置

一、取り分について

宣旨によれば、例えば田畑 11 町のうち、10 町は領家・国司の分とし、1 町は地頭の分とする。

広狭を問わず、この比率をもって地頭の得分とする上、付加徴収として 1 段につき 5 升を徴収できるものとする、とある。

去々年の兵乱とは何のことか	承久の乱
空欄 A に当てはまる適語を数字で記せ	11
空欄 B に当てはまる適語を数字で記せ	10
空欄 C に当てはまる適語を数字で記せ	1
空欄 D に当てはまる適語を記せ	加 徴
空欄 E に当てはまる適語を数字で記せ	5

**御成敗式目制定の趣旨 出典：『唯浄裏書本』**

さてこの式目をつくられ候事は、何を本説として注(しる)し載せらるるの由、人さだめて謗難を加(くはうる)事候か。ま事にさせる本文にすがりたる事候はなども、ただ **A** のおすところを注され候ものなり。……(中略)……たとへば律令格式はまなをしりて候物のために、やがて漢字を見候がごとし。かなばかりしれる物のためには **まな** にむかひ候時は人の目をしていたるがごとくにて候へば、この式目はただ **かな** をしれる物の世間におほく候ごとく、あまねく人に心えやすからせんために、武家の人へのはからひのためばかりに候。これによりて京都の御沙汰、 **B** のおきて聊(いささか)もあらたまるべきにあらず候也。

さて、この御成敗式目を制定したことについて、何を根拠にして書いたのかと、京都の人は非難する人もいるでしょう。これといった根拠があるわけではないが、ただ道理で推しはかれるところを記したものである。……(中略)……律令格式は漢字を知っている者にとっては、すぐに漢字を理解することができる。かなしか知らない者は、**漢字** に向かった時に、まるで目が働かなくなってしまうような感じになるので、この式目は **かな** だけ知っている者が、世間には多く、たくさんの人に納得してもらうために、武家の人々への便宜のために制定したものである。これによって **朝廷の命令や律令が改まることはありません**。

空欄Aに当てはまる適語を漢字で記せ(史料はひらがなで書かれている) 道 理  
**難** 空欄Bに当てはまる適語を記せ 律 令  
**難** この史料は六波羅探題にいた弟に宛てた手紙であるがそれは誰か 北条重時

**出典：『 A 』**

一、諸国守護人奉行の事

右、**右大将**家の御時定め置かれる所は、 **B** ・ **C** ・ **殺害人** 付たり夜討・強盗・山賊・海賊等の事なり。而るに近年、代官を群郷に分ち補し、公事を庄保に充て課し、 **D** に非ずして国務を妨げ、 **E** に非ずして地利を 貪(むさぼ)る。所行の企て甚だ以て無道なり。……早く **右大将**家御時の例に 任せて、大番役ならびに謀叛・殺害の外、守護の沙汰を停止せしむべし。

一、諸国の守護の職務について。

**源頼朝**の御時に決められたところでは、大番催促と謀叛人・殺害人などの逮捕である。しかし近年は代官を郡郷にそれぞれ任じ、年貢以外の課役を荘園・公領に課し、国司でもないのに(国司のようなことをして)国務を妨げ、地頭でもないのに土地からの収益をむさぼっている。この意図的な行為は、道理を外れている。……すばやく **源頼朝**の時のように、大番役ならびに謀叛人・殺害人の逮捕の外の守護の職務を停止させること。

右大将とは誰のことか 源頼朝  
空欄Aに当てはまる適語を記せ 御成敗式目  
空欄Bに当てはまる適語を記せ 大番催促  
空欄Cに当てはまる適語を記せ 謀 叛  
空欄Dに当てはまる適語を記せ 国 司  
空欄Eに当てはまる適語を記せ 地 頭

一、諸国の **A**、年貢所当を抑留せしむる事

右、年貢を抑留するの由、本所の訴訟あらば、即ち結解を遂げ勘定を請くべし。

一、諸国の地頭が領主に納めるべき年貢や公事などを、抑え留めていること。

年貢を抑え留めていることについては、荘園領主からの訴訟があれば、ただちに決算をして、本所の監査を受けること。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

地 頭

本所とは何のことを指しているか

荘園領主

一、女人 **A** の事。

右、**法意**の如くば、これを許さずといへども、大将家御時以来当世に至る まで、その子なきの女人等、所領を **A** に譲り与ふる事、**不易の法**勝計すべからず。しかのみならず、都鄙(とひ)の例先蹤これ多し。

一、女性が養子を取ることにについて。

**公家法(律令)**では、許されてはいないが、頼朝の時代以来、今に至るまで、子供のいない女性が所領を養子に譲り与えることは、**慣習**として数えられないほどある。それだけではなく、全国的にそのような先例は多い。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

養 子

法意とは何のことか

律 令

大将とは誰のことを指しているか

源頼朝

## 二毛作の麦への課税を禁止した幕府の命令

一、諸国の **A**、田稻を刈り取るの後、其の跡に麦を蒔く。田麦と号して、**B**等、件の麦の所当を徴取すと云々。租税の法、豈然るべけんや。以後、田麦の**所当**を取るべからず。宜しく農民の**依怙**たるべし。此の旨を存じ、備後・備前両国の御家人等にせしむべきの状、仰せに依て執達件の如し。

文永元年四月廿六日 武蔵守判

相模守判

因幡前司殿

一、諸国の百姓が、稲を刈り取った後、そのあとに麦を蒔いている。それを田麦と称して領主たちがその麦を年貢として徴収しているということであるが、租税の法として適当ではない。今後は田麦の**年貢**を取ってはならない。農民の**収入**としなければならない。この趣旨を承知し、備後・備前の両国の御家人に命令せよとの將軍の命令による通達する。

1264年 執権北条長時

連署北条政村

備前・備後国の守護 長井泰重殿

**難**空欄Aに当てはまる適語を記せ

百 姓

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

領 主

**難**所当とは何か

年 貢

**難**依怙とは何か

利 益

## 阿氏河荘の荘民の訴状

御材木ノコト。アルイワ地頭ノ京上、アルイワ近夫トマウシ申し、カクノコトクノ人フヲ、地頭ノカタエセメツカワレ候へハ、テマヒマ候ワス候。ソノノコリ、ワツカニモレノコリテ候人フヲ、材木ノ山イタシエ、イテタテ候エハ、「テウモウ(逃亡)ノアトノムキ(麦)マケト候テ、ヲイモト(追戻)シ候イヌ。ヲレラ(俺ら)がコノムキマカヌモノナラハ、メコ(女子)トモヲヲイコメ(追い込め)、ミミヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、アマ(尼)ニナシテ、ナワホタシヲウチテ、サエナマント候ウテ、セメセンカウセラレ候アイタ、ヲンサイモク、イヨイヨヲソ(遅)ナワリ候イヌ。ソノウエ百姓ノサイケイチウ地頭殿エ毀取り候イヌ。建治元年[1275]十月廿八日 百姓ラカ上

御材木の事。地頭が京に上る、あるいは人手が必要と言ってもは、こき使うので、手間暇が整いません。わずかな残りで山へ行こうとしても、逃亡したあとの田に麦を蒔けと言って、追い戻されます。俺らがこの麦を蒔かないと、女子を追いこめて、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を切って尼にして、縄で縛って痛めつけると言って責めるので、材木の年貢を納めるのが、ますます遅くなってしまっています。その上、百姓の家を一軒、地頭が破壊しました。1275年10月28日 百姓らがたてまつる

- |   |                               |          |
|---|-------------------------------|----------|
| 難 | 阿氏河荘は何という国にあったか               | 紀伊国      |
| 難 | 京上に関して地頭(御家人)に割り当てられた京の警備役を何か | 京都大番役    |
| 難 | 建治元年と同じころにあったできごとを答えよ。        | 蒙古襲来(元寇) |
| 難 | 阿氏河荘の地頭は何氏か                   | 湯浅氏      |
| 難 | 阿氏河荘の荘園領主は何という寺か              | 寂楽寺      |

## 蒙古の国書

上天の眷命(けんめい)せる**大蒙古国皇帝**より書を日本国王に奉る。…(中略)…**A**は朕の東藩なり。日本は**A**に密邇す。開国より以来、亦た時として中国に通ぜり。朕が躬(み)に至りては一乗の使いすら以って和講を通ずること無し。…(中略)…冀(こひねがは)くは今より以往、問を通じ好を結び以って相い親睦せんことを。

…(中略)…兵を用ふるに至りては、夫れ誰か好むところならん。

天の慈しみをうける大蒙古国皇帝**フビライ**から、書を日本国王にさしあげる。高麗は私の東の属国である。日本は高麗に近接している。そして開国以来、たびたび国交を結んできた。しかし私の代には一人の使いすら送らず、和講を通ずることがない。…(中略)…これからはお互い訪問し友好を結び、親睦を深めることを願う。…(中略)…兵を用いることを誰が好むだろうか。

大蒙古国皇帝とは誰か

フビライ

空欄Aに当てはまる適語を記せ

高麗

この国書を無視し九州の防衛を命じた時の執権は誰か

北条時宗

## 永仁の徳政令 出典：『東寺百合文書』

右、所領を以て或は質券に入れ流し、或は売買せしむるの条、**A**等**侘僚**(たてい)の基なり。向後に於いては、停止に従ふべし。以前沽却の分に至りては、**B**領掌せしむべし。但し、或は御下文・下知状を成し給ひ、或は知行**C**箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。次に、非御家人・**凡下の輩**の質券買得地の事。年紀を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

土地を質入れしたり売買することは、御家人が困窮するもとであるので、これからは禁止とする。以前売却した分に関しては、元の売り主に戻しなさい。ただし、幕府からの命令書や、20年土地支配をしてしまっているものについては、返却する必要はない。次に非御家人や**庶民**が質流れや買い取った土地は、20年の年紀法を過ぎた後でも、売り主の御家人に返却せよ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

御家人

**難**侘僚とは何か

困窮すること

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

本主

空欄Cに当てはまる適語を数字で記せ

20

凡下とは庶民のことを指すが、ここではとくに何という金融業者を指すか

借上

## 法然 出典：『一枚起請文』

**もろこし我が朝**に、もろもろの智者達のさたし申さるゝ、観念の念ニモ非ズ。又学文をして念の心を悟リテ申す念仏にも非ズ。たゞ往生極楽のためニハ、**A**と申して、疑なく往生スルゾト思とりテ、申す外ニハ別ノ子細候はず

**難**空欄Aに当てはまる適語を記せ

南無阿弥陀仏

悪人正機説 出典：『 A 』

B なをもちて往生をとぐ、いはんや C をや。しかるを世のひとつねにいはいはく、  
C なを往生す、いかにいはいはんや B をやと。この条、一旦そのいはれあるににたれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆへは、自力作善のひとは、ひとへに他力をたのむこゝろかけたるあひだ、 D の E にあらず。

善人でもなお往生を遂げるのであるから、悪人ならばなおさら往生を遂げる。しかし世の人はつねに悪人でさえ往生するのだから善人が往生しないことがあるかと言う。これは理屈に合っているようだが、阿弥陀仏の人々を救おうとする本願にひたすらさがる他力の心に背いている。その理由は、自力で善業を積むことで悟りを開こうとする人は、ひたすら阿弥陀仏にすがろうという心が欠けているので、阿弥陀仏の救済しようとする願いと合わない。

空欄Aに当てはまる適語を記せ 歎異抄  
空欄Bに当てはまる適語を記せ 善人  
空欄Cに当てはまる適語を記せ 悪人  
難空欄Dに当てはまる適語を記せ 弥陀  
難空欄Eに当てはまる適語を記せ 本願

只管打坐 出典：『正法眼蔵随聞記』

一日契問イテ云ク、叢林ノ勤学ノ行履ト云ハ如何。示シテ云ク、 A 也。…示ニ云ク学道ノ最要ハ坐禅是第一也。大宋ノ人、多ク得道スルコト、皆坐禅ノカナリ。一文不通ニテ、無才愚鈍ノ人モ坐禅専ラニスレバ、多年ノ久学聡明ノ人ニモ勝レテ出来スル。

ある日懐契が質問した。「禅寺の道場での日常生活の行いはどのようなもののでしょうか。」師の道元が言われた。「ただひたすら坐禅をすることである。…道元曰く、悟りを開くためにいちばん良いのは坐禅である。中国の人が多く悟りを開いたのも、皆坐禅の力である。文字を知らない者でも、才能がなく愚かなものでも坐禅に徹すれば、多年学んだ聡明な人にも勝つてできる。

難空欄Aに当てはまる適語を記せ 只管打坐

### 『愚管抄』

年ニソヘ日ニソヘテハ、物ノ **A** ヲノミ思ツバケテ、老ノネザメヲモナグサメツハ、イトバ、年モカタブキマカルマハニ、世中モヒサシクミテ侍レバ、昔ヨリウツリマカル **A** モアハレニオボエテ、神ノ御代ハシラズ、人代トナリテ神武天皇ノ御後、百王トキコユル、スデニノコリスクナク、八十四代ニモ成ニケルナカニ、保元ノ乱イデキテノチノコトモ、マタ**世継ガモノガタリ**ト申モノモカキツギタル人ナシ。少々アリトカヤウケタマハレドモ、イマダエミ侍ラズ。ソレハミナタバヨキ事ヲノミシルサントテ侍レバ、保元以後ノコトハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズルヲハバカリテ、人モ申ヲカヌニヤトヲロカニ覺テ、ヒトスデニ世ノウツリカハリオトロヘクダルコトハリ、ヒトスデヲ申サバヤトオモヒテ思ヒツバクレバ、マコトニイハレテノミ覺ユルヲ、カクハ人ノオモハデ、 **A** ニソムク心ノミアリテ…

年がたつにつけ、日がたつにつけて、歴史の道理ばかり思い続けて、老人の寝覚めがちな夜を慰めつつ暮らして、大変年をとっていくうちに、世の中というものも長い間見ていると、昔から世の中が移り変わっていた道理も、趣深く感じる。神代のことは知らないが、人の代となって、神武天皇の後は百代まで王が続くと聞くが、もう既に残り少なく、84代まで来てしまっているが、その中で、保元の乱が起きた後のことは、『大鏡』の続きを書き継いだ人もいない。少々あるとか聞くけれども、いまだに見てはいない。それらは皆、ただ良いことばかりを書き記そうとしているので、保元以後のことは皆、乱世であるから、悪い事ばかりであろうと思いはばかって、人は伝えおかないのであろうか、愚かに思っている。私は一途に世が移り変わり、衰え下る道理を、それ一つを申そうと思って考え続けてみると、まことにもっともなことばかりと感ずるが、そうは人は思わず、道理に背く心のみありて…。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

道 理

世継ガモノガタリとは何か

大 鏡

『 A 』 出典：『建武年間記』

此比(このごろ)都ニハヤル物。夜討強盜偽 B 。召人早馬 虚(そら)騒動。生頸(くび)還俗  
自由出家。俄(にわか)大名迷(まよい)者。安堵恩賞虚戦(そらいくさ)。本領ハナルル訴訟人  
文書入タル細葛(つづら)。追従(ついしょう)讒人禅律僧。 C スル成出者。器用堪否(かん  
ふ)沙汰モナク、モルル人ナキ D 。…誰ヲ師匠トナケレドモ、遍クハヤル小笠懸。京鎌  
倉ヲコキマセテ、一座ソロハヌエセ E

近頃京都ではやっているものは、夜襲に強盗に偽の論旨。囚人に早馬に空騒ぎ。生首や勝手  
な還俗・出家、成り上がり者に路頭に迷う者。本領安堵や恩賞目当ての嘘の戦。本領安堵を求  
める訴訟人が証拠の文書を持って上洛してくる。おべっか、悪口 政治に介入する僧 下  
剋上によって成り上がった者。能力の有無を考えずに、誰かれとなく働かせる決断所。…誰  
を師匠とすることもなく、小さな笠懸が流行っている。京都と鎌倉の規則が入り混じって、  
一座の調子が合わない連歌会

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
空欄Bに当てはまる適語を記せ  
空欄Cに当てはまる適語を記せ  
空欄Dに当てはまる適語を記せ  
空欄Eに当てはまる適語を記せ

二条河原の落書  
論旨  
下克上(史料ではこの表記)  
決断所  
連歌

建武の新政への批判 出典：『 A 』

元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ。君の御聖断は B ・ C のむかしに立帰て…、いつしか諸国に D ・ E をさだめ、…今の例は昔の新儀也。朕が新儀は未来の先例たるべし。…爰に京都の聖断を聞奉るに F ・ G をよかるといへども、…又、天下一同の法をもて安堵の H を下さるといへども、所帯をめさるゝ輩、恨をふくむ時分、公家に口ずさみあり。 I なしといふ詞を好みつかひける。…故に公家と武家水火の陣にて元弘三年も暮にけれ、翌年改元有て J 元年なり。

1333 年、天下が一つになったことは新鮮である。後醍醐天皇の政治は延喜・天暦の治に立ちかえり、…、諸国に国司や守護を併置し、…「今の先例は昔には誰かが新しく行なったことである。私の新例は未来では先例となろう。」。京都の政治を聞くところによると、記録所・雑訴決断所を設置したといえども、また全国的な命令として土地の安堵の論旨をくだされるといえども、所領を取り上げられた者が恨みを持っている時に、公家の間でこんな言葉が流行した。「建武の新政には尊氏が重職についていない。」という言葉を好んで使っていた。…ゆえに公家と武家が対立する関係で、元弘三年が暮れた。翌年改元が行なわれ、建武となった。

元弘三年は西暦何年か

1333 年

空欄 A に当てはまる適語を記せ

梅松論

君とは誰か

後醍醐天皇

空欄 B に当てはまる適語を記せ

延 喜

空欄 C に当てはまる適語を記せ

天 暦

空欄 D に当てはまる適語を記せ

国 司

空欄 E に当てはまる適語を記せ

守 護

空欄 F に当てはまる適語を記せ

記録所

空欄 G に当てはまる適語を記せ

決断所

空欄 H に当てはまる適語を記せ

論 旨

空欄 I に当てはまる適語を記せ

尊 氏

空欄 J に当てはまる適語を記せ

建 武

出典：『 A 』

B 元の如く柳営たるべきか、他所たるべきや否やの事

……就中(なかんずく)、 B 郡は、 C に右幕下始めて武館を構へ、 D に義時朝臣天下を併呑す。武家に於いては、尤も吉土と謂ふべきか。

一、儉約を行はるべき事

近日婆佐羅と号して専ら過差を好み、綾羅錦繡(りょうらきんしゅう)・精好(せいごう)銀剣・風流服飾、目を驚かさざるは無し。尤も厳制あるべきか。

以前十七箇条、大概斯くの如し。遠くは延喜・天曆両聖の徳化を訪れ、近くは義時・泰時父子の行状を以て、近代の師となす。

鎌倉を元のように幕府の所在地とするか、あるいは京都にすべきか否かの事。

……とりわけ、鎌倉は 1185 年に源頼朝がはじめて幕府の館を構え、承久の乱の時に北条義時が全国を支配した。武家にとっては、一番縁起の良い土地と言えるだろうか。

一、儉約を励行について。

最近、ばさらと称して、ひたすら分を過ぎたぜいたくを好み、華美な服装や精密な服飾をした銀剣、その他の装身具に驚かないことは無い。最も厳しく取り締まるべきである。

以上 17 ヶ条、だいたいこのような感じである。古くは延喜・天曆の治を理想とし、最近では北条義時・泰時父子の政治を政治の師とする。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

建武式目

空欄Bに当てはまる適語を記せ

鎌倉

空欄Cに当てはまる適語を記せ

文治

右幕下とは誰のことか

源頼朝

空欄Dに当てはまる適語を記せ

承久

婆佐羅大名の代表として有名な近江守護は誰か

佐々木道誉

## 半済令 出典：『建武以来追加』

一、寺社本所領の事 観応三・七・廿四御沙汰

諸国擾乱に依り次に  ・  ・ 尾張三ヶ国の  領半分の事、兵糧料所として、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触れおわんぬ。半分に於いては、宜しく  に分かち渡すべし。若し預人、事を左右に寄せ、去り渡さざれば、一円に  に返付すべし。

一、寺社本所領について。 1352年、7月24日の命令

諸国が観応の擾乱の最中なので近江・美濃・尾張3か国の荘園については、年貢の半分を兵糧として、今年1年尊氏の軍勢に与えるように、守護に伝えた。残りの半分については、必ず荘園領主に渡すこと。もし本所領を管理する預人が、いろいろ言って本所に渡さないときは、全てを本所に返還すること。

観応三年とは西暦何年か

1352年

空欄Aに当てはまる適語を記せ

近江

空欄Bに当てはまる適語を記せ

美濃

空欄Cに当てはまる適語を記せ

本所

## 嘉吉の変

昨日の儀粗(あらあら)聞く。一献両三献、猿楽初(はじまり)時分、内方とどめく。何事ぞとお尋ね有るに、雷鳴かなど三条申さるるの処、御後の障子引あけて、武士数輩出て則ち公方を討ち申す。将軍此の如き犬死、古来その例を聞かざる事なり。

昨日の事をだいたい聞く。飲みはじめたあと、猿楽が始まった時に中が騒がしくなった。将軍が「何事か」と聞き、「雷鳴か」と三条が言ったところ、後の障子を引き開けて、武士が数人突入して将軍を討ち取った。将軍のこのような犬死には、今までその例を聞いたことがない。

公方あるいは将軍とは誰のことか

足利義教

将軍を殺害した人物を答えよ

赤松満祐

足軽の出現 出典『 A 』

一、 B といふ者、長く停止せらるべき事

此のたひはじめて出来る B は、超過したる悪党也。其故は洛中・洛外の諸社・諸寺・五山・十刹・公家・門跡の滅亡はかれらか所行也……或は火をかけて財宝を見さくる事はひとえにひる強盗といふべし。

一、足軽という者、全面的に停止するべき事

今回はじめて出現した足軽は、かなりの悪党である。それは京都内外の寺社・五山十刹・公家・門跡の滅亡は彼らの行いによるからである。……火を放って財宝を探る様子はひとえに昼強盗と言うべきである。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

樵談治要

空欄Aの著者を記せ

一条兼良

空欄Bに当てはまる適語を記せ

足かる(足軽)

「此のたひ」とは何という戦いを指すか

応仁の乱

## 応仁の乱 出典『応仁記』

応仁丁亥ノ歳、天下大ニ動乱シ、ソレヨリ永ク五畿七道悉(ことごと)ク乱ル。其ノ起ヲ尋ルニ、**A** 將軍ノ七代目ノ將軍**B** 公ノ天下ノ成敗ヲ有道ノ管領ニ任セズ、只**御台所**、或ハ香樹院、或ハ春日局ナド云ウ、理非モワキマエズ公事政道ヲモ知給(しりたま)ハザル青女房・比丘尼(びくに)達、計ヒトシテ酒宴姪落(いんらく)ノ紛レニ申シ沙汰セラレ……(中略)…  
…嗚呼**鹿苑院殿**御代ニ倉役四季ニカカリ、**普廣院殿**ノ御代ニ成、一年二十二度カカリケル。当御代臨時ノ倉役トテ、大嘗会ノ有リシ十一月ハ九ヶ度、十二月八ヶ度也。又彼借錢ヲ破ラントテ、前代未聞**C** ト云フ事ヲ此ノ御代二十三ヶ度迄行レケレバ、倉方モ地下方へ皆絶ハテケリ。計ラズモ万歳期セシ花ノ都、今何ンゾ狐狼ノ伏土トナラントハ、適残ル東寺・北野サへ灰土トナルヲ。古ニモ治乱興亡ノナラヒアリトイヘドモ、応仁ノ一変ハ仏法王法トモニ破滅シ、諸宗皆悉ク絶ハテヌルヲ、感歎ニ堪ヘズ、飯尾彦六左衛門尉、一首ノ歌ヲ詠ジケル。

汝ヤシル都ハ野辺ノ夕雲雀アカルヲ見テモ落ルナミタハ

**1467年**、天下は大いに乱れ、以後、長い間全国がみな戦乱となった。その原因を尋ねると、尊氏から数えて七代目の將軍義政が天下の支配を有能な管領に任せず、**日野富子**や香樹院とか春日局などという、物事の善し悪しもわきまえない、裁判も政治のことも知らない青女房や尼僧達が、計画的に酒盛りやみだらな遊びを利用して、訴訟の取次ぎや判決が行われ、…(中略)…ああ**義満**の時世には倉役は年4回かかり、**義教**の時世には年12回かかっていた。当代は臨時の倉役として、大嘗祭のあった11月に9回、12月には8回である。また、債務の破棄のために分一徳政令を義政の代に13回行ったので、土倉は、みなつぶれてしまった。万年にわたって栄えると思われた花の都が、凶らずも今、狐狼の住む地となってしまった。わずかに残っていた東寺や北野神社さえ灰土となり、昔も治乱興亡の習いがあるとはいえ、応仁の一変に仏の教えも天皇の統治もともに破滅し、すべての宗派がみなことごとく絶え果ててしまったのを嘆いて、飯尾彦六左衛門尉が一首の歌を読んだ。

誰が知るだろうか、都が野原になってしまい、夕方の雲雀が飛び上がるのを見ても涙が落ちてくることを。

応仁丁亥の年とは西暦何年か

1467年

空欄Aに当てはまる適語を記せ

尊氏

空欄Bに当てはまる適語を記せ

義政

「御台所」とは誰のことか

日野富子

**難**鹿苑院殿とは誰のことか

足利義満

**難**普廣院殿とは誰のことか

足利義教

空欄Cに当てはまる適語を記せ

徳政

**加賀の一向一揆 出典：『蔭涼軒日録』**

(長享二年六月二十五日) 叔和西堂語りて曰く、「今月五日**越前**府中に行く。それ以前越前合力の勢**賀州**に赴く。然りと言えども、一揆衆二十万人、**富樫**が城を取り回(ま)く。故を以て、同九日城を攻落さる。皆生害す。而るに富樫一家の者一人之を取立つ。

**1488年**、叔和西堂が語ることには、「今月5日越前府中に行く。それより前に越前**朝倉**敏景の軍勢が**加賀**に出陣した。しかし、一揆衆20万人が、**富樫政親**の城を取り囲んでいた。それゆえ9日城が落とされ、皆殺された。しかし名目上の守護として富樫家の者の一人が守護として立てられた。

越前を領有していた戦国大名を答えよ  
富樫とは誰のことか。姓名を答えよ。

朝倉氏  
富樫政親

**加賀の一向一揆 出典：『実悟記拾遺』**

百姓トリ立テ富樫ニテ候間、百姓等ウチツヨク成テ、近年ハ**百姓ノ持テタル国ノヤウニナリ行キ候**。

百姓が守護に立てた富樫であるので、百姓らが強くなって、最近では百姓が所有している国のようになっている。

加賀国は約何年間自治が行われたか

100年間

山城の国一揆 出典：『 A 』

(文明十七年十二月十一日)一、今日山城 B 集会す。上は六十歳、下は十五六歳と云々同じく一国中の C 等群集す。今度両陣の時宜を申し定めんが為の故と云々。然るべきか。但し下極上の至なり。

(十七日) 両陣の武家衆各引き退き了んぬ。山城一国中の B 等申し合わすの故なり。自今以後に於いては、両畠山方は国中に入るべからず。本所領は共に各本の如く為るべし。新関などは一切これを立つべからず、と云々。珍重の事なり。

(文明十八年二月十三日)一、今日山城国人 D に会合す。国中の掟法、猶以て之を定むべしと云々。凡そ神妙なり。但し興成せしめば天下のため然るべからざることか。

1485年、山城の国人が集会した。上は60歳、下は15・6歳同じく一国中の土民も集まった。今回の畠山両陣の処理を相談し決定するためとのことである。当然の事か。但し下剋上の極みである。

(17日) 両畠山軍が退却した。山城国の国人と申し合わせたからである。これからは、両畠山軍は山城国に入ってはならない。荘園は元の本所へ戻すこととする。新しい関所は一切設置しない、と。珍しいことである。

1486年2月13日、山城の国人が平等院で会合した。国の掟を決めようとのことである。立派なことである。ただこれ以上盛んになると、天下のためには良くないか。

- 空欄Aに当てはまる適語を記せ 大乘院寺社雑事記
- 空欄Bに当てはまる適語を記せ 国 人
- 空欄Cに当てはまる適語を記せ 土 民
- 両陣とは何氏の陣のことか 畠山氏
- 空欄Dに当てはまる適語を記せ 平等院

城下町の集住 出典：『 A 』

当家墨館の外、必ず国中に城郭を構させらる間敷候。すべて大身の輩をばことごとく B へ引越しめて、其郷其村には、只代官下司のみ居置かるべき事。

朝倉家の城以外、越前国に城を構えてはいけない。所領のある者は全て、一乗谷へ引越し、代官だけを置くこと。

- 空欄Aに当てはまる適語を記せ 朝倉孝景条々
- 当家とは何家を指すか 朝倉家
- 空欄Bに当てはまる適語を漢字三字で記せ。 一乗谷

**喧嘩両成敗 出典：『長宗我部氏掟書』**

**A** 口論、堅く停止の事。善悪手初(てはじめ)、謹みて堪忍すべし。この旨に背き、互いに勝負に及ぶ者、理非に寄らず、双方 **B** すべし。

喧嘩や口論は、堅く禁止する。善悪より前に謹んで我慢せよ。この命令に背いて、互いに争いに及ぶ者は、道理にかなうか否かに関わらず、両方を、処分する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

喧嘩

空欄Bに当てはまる適語を記せ

成敗

**喧嘩両成敗 出典：『信玄家法』**

**A** の事、是非に及ばず **B** を加ふべし。

喧嘩は、どんな理由があっても処罰する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

喧嘩

空欄Bに当てはまる適語を記せ

成敗

**私婚の禁止 出典：『 A 』**

**駿・遠**両国の輩、或(あるいは)わたくしとして他国よりよめを取、或ハむこに取、むすめをつかハす事、自今以後これを停止し畢(おわ)んぬ。

駿河・遠江(**静岡県**)両国の者は、ひそかに他国から嫁を取る、あるいは婿を迎える、そして娘を嫁に遣わすことは、これからは禁止する。

駿・遠とはどこの国を指すか

駿河国・遠江国

駿遠とは現在の何県であるか

静岡県

空欄Aに当てはまる適語を記せ

今川仮名目録

**恩地領の売買の禁止 出典：『信玄家法』**

私領の名田の外、**恩地領**、左右なく沽却せしむる事、これを停止し 訖(おわ)んぬ

先祖相伝の所領・売得地の他、主君(**武田**)から恩賞として与えられた所領などを、理由なく売却すること、これを禁止する。

恩地領を説明せよ

武田家が与えた領地

**出典：『甲州法度之次第』**

内儀を得ずして、他国へ音物書札（いんぶつしょさつ）これを遣はす事、一向にこれを停止し畢（おわ）んぬ。但し、**A**在国の人、謀略の為、一國中通用するは是非無き次第なり。

許可を得ずに、他国に進物や手紙を遣わすことは、全てこれを停止する。ただし、信州（**長野県**）攻略のために、国内で用いるものは除く。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

信 州

空欄Aは現在の何県であるか

長野県

**守護使不入地の否定 出典：『今川仮名目録』**

**A**の中、不入地の事、これを破り畢（おわ）んぬ。

駿河（**静岡県**）の府中の中で、守護が権限を行使するところのできない土地を認めず、これを破棄する。異議を唱えるには及ばない。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

駿 府

**逃散の禁止 出典『 **A** 』**

ひやくしやう、ちとうのねんくしよたう相つとめす、**たりやうへまかりさる事**、ぬす人のさいくハたるべし。

百姓が領主の年貢や所当を納入せず、他領へ**逃散**することは、盗人の罪と同罪である。

たりやうへまかりさる事とは何のことか

逃 散

空欄Aに当てはまる適語を記せ

塵芥集

**堺の町の様子 出典：『耶穌会士日本通信』**

空欄Aの町は甚だ広大にして、大いなる商人多数あり。此の町は空欄B市の如く**執政官**に依りて治めらる。

日本全国、当堺の町より安全なる所なく、他の諸国において動乱あるも、此の町にはかつてなく、敗者も勝者も、此の町に来住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、他人に害を加ふる者なし。町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以てかこまれ、常に水充滿せり

堺の町はとても広大で、大商人が多数いる。この町はベニスのように、36人の**会合衆**と呼ばれる者が、月番交代で治めている。

日本全国、堺の町より安全な所はなく、他国で動乱はあっても、この町ではなく、敗者も勝者もこの町に来れば皆平和に生活し、すべての人が仲良く、他人に害を加えることはない。町は強固に守られ、西側は海に面し、他の側は深い堀で囲まれ、常に水が満ちている。

- 空欄Aに当てはまる適語を記せ 堺
- 空欄Bに当てはまる適語を記せ ベニス
- 執政官のことを何のことか指すか 会合衆

**楽市令**

- 定 空欄A 山下町中
- 一、 当所中 空欄B として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等 悉く免許の事。
  - 一、 往還の商人**上海道**はこれを相留め、上下共に当町に至りて寄宿すべし。
  - 一、 空欄C 免除の事。
  - 一、 空欄D 免許の事。
  - 一、 分国中 空欄E これを行ふと雖も、当所中は免許のこと。

- 定(さだむ) 安土山下町中
- 一、 この場所を自由市場として仰せ付けた上は、座や座役その他諸税等、ことごとく免除する。
  - 一、 往来の商人は**中山道**を通ることをやめて、上り下りともに、この町に来て、宿泊せよ。
  - 一、 土木工事に駆り出すことはしない。
  - 一、 人馬徴発を免除する。
  - 一、 分国で徳政を行なうといっても、この場所の中は免除する。

- 空欄Aに当てはまる適語を記せ 安 土
- 空欄Bに当てはまる適語を記せ 楽 市
- 上海道は江戸時代に何という名称になったか 中山道
- 空欄Cに当てはまる適語を記せ 普 請
- 空欄Dに当てはまる適語を記せ 伝 馬
- 空欄Eに当てはまる適語を記せ 徳 政

**検地の基準 出典：『一柳文書』**

一、上田 **A** 一、中田 **B** 一、下田 **C**

一、壱段につきて、五間・六拾(十)間の事

一、さおの本遣わし候間、本のごとく拵え打つべき事

一、升 **京判**たるべきの事

一、上田は1石5斗 一、中田は1石3斗 一、1石1斗

一、1段について5間×60間=300歩とする。

一、さおの見本を与えるので、見本のようにさおを作っておくこと。

一、枡は**京枡**を用いること。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

壱石五斗

空欄Bに当てはまる適語を記せ

壱石三斗

空欄Cに当てはまる適語を記せ

壱石一斗

京判とはなんのことか？

京 枡

**もう一つの検地の基準の史料 出典：『西福寺文書』**

一、**A**の棹を以て、五間六拾間、**B**歩壱段ニ相極(き)むる事。

一、田畠ならびに在所の上中下能々(よくよく)見届け、**C**相定むる事。

一、口米壱石ニ付いて式升宛、其外役米一切出すべかざる事。

一、**D**を以て年貢を納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事。

一、年貢米五里、百姓として持届くべし。其外ハ代官・給人として持届くべき事。

一、6尺3寸の棹で、5間×60間=300歩を1段に決めること。

一、田畑や屋敷の上中下の等級をよく見極め、石盛を定めること。

一、付加税である口米は1石につき2升とし、その他はいっさい出さないこと。

一、京枡を用いて年貢を納入すること。売買も同じ枡を使うこと。

一、年貢米は五里以内なら百姓が届けること。それ以上は代官・給人の責任で届けること。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

六尺三寸

空欄Bに当てはまる適語を記せ

三 百

空欄Cに当てはまる適語を記せ

石 盛

空欄Dに当てはまる適語を記せ

京枡(史料では京升と表記)

**検地に対する秀吉の意気込み 出典：『浅野家文書』**

仰せ出され候趣、国人ならびに **A** 共に合点行候様に、能々(よくよく)申し聞かすべく候。自然(じねん)相届かざる覚悟の輩これあるに於ては、城主にて候ハズ、其物城へ追入れ、各々相談し、一人も残し置かず**なでぎり**ニ申付く可く候。 **A** 以下に至るまで相届かざるに付てハ、一郷も二郷も悉(ことごと)くなでぎり仕るべく候。 **B** 余州堅く仰せ付られ、出羽・**C** までそさう(粗相)にはさせらる間敷候。たとへ亡所に成候ても苦しからず候間、その意を得べく候。山のおく、海はろかいのつゞき候迄、念を入れるべき事専一に候。自然(じねん)各々退屈するに於ては、**関白殿**御自身御座なされ候ても、仰付けらる可く候。急(きつ)とこの返事然るべく候也。

天正十八年八月十二日

(秀吉朱印)

**浅野弾正少弼** どのへ

命令した内容を、国人や百姓たちが納得のいくように、よくよく申し聞かせるべきである。もし納得しない者たちがいる場合は、城主であれば、その者を城へ追い入れ、相談し、(従わなければ)一人も残さず皆殺しにきなさい。百姓以下も納得しない場合は、一郷でも二郷でも全て皆殺しにきなさい。全国 60 余州に厳しく命令し、出羽・陸奥まで怠けさせないように。たとえ耕作者のいない土地になっても問題ないので、そのつもりでやるように。山の奥、海は船の行かれるところまですべて、ひたすら念を入れなさい。もし怠けることがあったら、**秀吉**様自身がなさっても命令を遂行するだろう。

必ず然るべく返事をせよ。

1590年 8月 12日

(秀吉朱印)

**浅野長政** 殿へ

空欄Aに当てはまる適語を記せ

百 姓

空欄Bに当てはまる適語を記せ

六 十

空欄Cに当てはまる適語を記せ

奥 州

関白殿とは誰のことか

豊臣秀吉

天正十八年とは西暦何年か

1590年

浅野弾正少弼とは誰のことか

浅野長政

**人掃令 出典：『小早川家文書』**

一、**A**、侍・中間・小者・あらし子に至るまで、去七月の奥州江御出勢より以後、新儀ニ町人・百姓ニ成候者これあらば、その町中・地下人として相改、一切をくべからず。若しかくし置ニ付ては、其一町・一在所御成敗を加えらるべき事。

一、在々百姓等、田畠を打捨、あるいはあきない、或は賃仕事ニ罷出(まかりいづる)輩これあらば、そのものの事は申すに及ばず、地下中 御成敗たるべし。

天正十九年八月廿一日 (秀吉朱印)

一、武家に仕えている者、侍・中間・小者・あらし子などの中で、去る 1590 年の 7 月の奥州出兵以後、新たに町人・百姓になるものがいたら、その町村の責任で調査し、いっさい住まわせてはならない。もし隠した場合は、その町村全体に処罰を加える。

一、村々の百姓たちは田畑を棄てて、商売や賃仕事に出る者がいたら、その者は言うに及ばず、村中を処罰する。

1591 年 8 月 21 日 (秀吉朱印)

**難**空欄 A に当てはまる適語を記せ

奉公人

**刀狩令 出典：『小早川家文書』**

一、諸国 **A**、**B**・**C**・**弓**・**やり**・**てつほう**、其他武具のたぐひ所持候事、堅く停止候。其子細は、入らざる道具をあひたくはへ、**D**・所当を難渋せしめ、自然、**E**を企て、**F**にたいし非儀の動(はたらき)をなすやから、勿論御成敗有るべし。

一、右取をかるべき、**B**・**C**、ついでにさせらるべき儀にあらず候の間、今度 **大仏御建立**の釘・かすがひに仰せ付けらるべし。(略)

一、**A**は農具さえもち、耕作に専らに仕り候へハ、子々孫々まで長久に候。

一、諸国の百姓が刀・脇指・弓・槍・鉄砲その他武具類を所持することを、嚴重に禁止する。理由は、いらぬ道具を蓄え、年貢・雑税を出し渋り、自然と一揆を企て、領主に対して不法な行動を起こすからで、それは無論処罰する。

一、没収した刀や脇指は、無用の物になってしまうのではなく、このたび建立される**方広寺**の大仏のくぎ、かすがいに使われる。

一、百姓は、農具だけを持ち、耕作に専念すれば、子々孫々まで長生きする。

空欄 A に当てはまる適語を記せ

百姓

空欄 B に当てはまる適語を記せ

刀

**難**空欄 C に当てはまる適語を記せ

脇指

空欄 D に当てはまる適語を記せ

年貢

空欄 E に当てはまる適語を記せ

一揆

空欄 F に当てはまる適語を記せ

給人

大仏が建立されたのは何という寺か

方広寺

## バテレン追放令

一、日本ハ **A** たる処、きりしたん国より邪法を授け候儀、太(はなはだ)以て然るべから  
ず候事。

一、其国郡の者を近付、門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。国郡在所知行  
等給人に下され候儀は当座之事に候。天下よりの御法度を相守り、諸事其意を得べき処、  
下々として猥(みだり)なる義曲事の事。

一、**B** 其知恵の法を以て、心ざし次第に檀那を持ち候と思召され候へば、右の如く日域  
の仏法を相破る事曲事の条、**B** 儀、日本之地ニハおかせられ間敷候間、今日より

**C** 日の間ニ用意仕り、帰国すべく候。

一、黒船の儀ハ商売の事に候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。

一、日本は神国であるので、キリスト教の国から邪法を授かることは、大変、良くないこと  
である。

一、国・郡の者に近づき、信者にして神社仏閣を壊すことは前代未聞である。 国や郡の知行  
はとりあえずのことである。秀吉の法令を守り、それぞれの 法令の意を理解すべきなのに、  
勝手なことをするのはけしからんことである。

一、宣教師はその知恵をもって志に従い信者を増やしていると思っていたが、 仏教の教え  
を壊そうと考えているのはけしからんことで、宣教師は日本にはおいておくことはできな  
い。よって今日より 20 日の間に準備し、帰国せよ。

一、南蛮船(ポルトガル船・スペイン船)は商売のことなので、別の事である。以降も売買を続  
けなさい。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

神 国

天下とは誰のことを指すか

豊臣秀吉

空欄Bに当てはまる適語を記せ

伴天連

空欄Cに当てはまる適語を記せ

廿

黒船とはどこの船か。2つ答えよ。

ポルトガル船・スペイン船

### 武家諸法度元和令

- 一、**A**の道、専ら相嗜(たしな)むべき事……
- 一、諸国の居城、修補をなすと雖も必ず言上すべし。況んや新儀の構営(こうえい)堅く停止(ちようじ)せしむる事……
- 一、国主城主壹万石并近習ノ物頭ハ、私(わたくし)に婚姻を結ぶべからざる事……
- 一、学問・武芸の道を常に心掛けて励みなさい。
- 一、諸国の居城は、修理するときでも必ず申し出ること。ましてや新城の建築は厳しく禁止する。
- 一、大名、近習(將軍の側近の武士)、物頭(常備兵の隊長)は、密かに婚姻を結んではいけない。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

文武弓馬

下線部に反して改易となった広島藩主を答えよ

福島正則

### 武家諸法度寛永令

- 一、大名・小名、在**A**の交替相定むる所なり。毎歳四月中、参観を致すべし。従者の員数、近来甚だ多し。且(かつ)は国郡の費(ついで)、且は人民の勞(つかれ)なり。向後、其相応を以てこれを減少すべし。……
- 一、私ノ関所、新法の**B**、制禁ノ事
- 一、**C**以上の船、停止の事。
- 一、大名は国元と江戸との参勤交替を定める。毎年4月中に参勤しなさい。
- 一、従者の人数は、最近とても多くなっている。それは国費を費やし、民を疲れさせる。これからは相応の人数でこれを減らすこと。
- 一、私的な関所を作ったり、新法を制定したりして品物の流通を止めてはならない。
- 一、500石以上の船の建造を禁止する。

**難**空欄Aに当てはまる適語を記せ

江戸

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

津留

空欄Cに当てはまる適語を記せ

五百石

## 禁中並公家諸法度

- 一、天子諸芸能之事。第一御 **A** 也。学ばざれば則ち古道明らかならず。
- 一、撰家たりと雖も、其の器用なき者は、**三公**・撰関に任ずべからず、
- 一、武家之官位は、公家当官之外たるべき事。
- 一、**B** 之寺は住持職先規稀有の事也。近年猥(みだり)に勅許之事、且(かつ)は臈次(ろうじ)を乱し、且は官寺を汚す。甚だ然るべからず。
  
- 一、天皇がなさることは、第一に学問である。学ばなければ昔のことはわからない。
- 一、五撰家であるといっても、能力のない者は**三公(太政大臣・左大臣・右大臣)**・撰関に任じてはいけない。
- 一、武家の官位は、公家の官位とは別のものである。
- 一、紫衣を許された住職の寺は今まではまれであった。しかし最近みだりに勅許することは、僧侶の席次を乱し五山を汚す。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

学問

**難**三公とはなんのことか

太政大臣・左大臣・右大臣

空欄Bに当てはまる適語を記せ

紫衣

## **A** の禁令

- 一、身上能き百姓は田地を買い取り、弥(いよいよ)宜(よろし)く成り、身体成らざる者は田畠沽却せしめ、猶々身上成るべからずの間、向後田畑売買停止たるべき事。
  
- 一、暮し向きの良い百姓は田地を買いとって、ますます良い暮らしをし、生活の苦しい者は田畑を売り、さらに暮し向きが悪くなるので、これからは田畑の売買を禁止する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

田畑永代売買

この法令が出された時の将軍は誰か

徳川家光

## 分地制限令

名主・百姓、各々田畑持ち候、大積り、名主 **A** 石以上、百姓 **B** 石以上、夫(それ)より内持ち候ものは、石高猥(みだり)に分け申す間敷旨仰せ渡され、畏(かしこみ)奉り候。若し相背き候はば、何様の曲事にも仰せ付けられるべき事。

名主や百姓がそれぞれ持っている田畑について、およそ名主は 20 石以上、百姓は 10 石以上、それ以下の者は、石高みだりに分けてはいけないという命令が出された。もし背けば、どんな処罰も仰せ付けるとの事である。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

二十

空欄Bに当てはまる適語を記せ

十

## 糸割符制度

黒船着岸の時、定置年寄共、糸のねいたさざる以前ニ、諸商人 **A** へ  
入るべからず候。糸の直(ね)相定候上ハ、万望(のぞみ)次第に商売致すべき者也。

慶長九辰年 五月三日

本多上野介 板倉伊賀守

ポルトガル船着岸の時、決められた年寄たちが、糸の値を決める前に他の  
商人は長崎に入ってはいけない。糸の値が定まった後は、皆望み通りに商売を  
してもよい。

1604年 5月3日

本多正純 板倉勝重

黒船とはどこの船か  
空欄Aに当てはまる適語を記せ

ポルトガル船  
長崎

## 鎖国令(寛永十年令)

一、異国江 **A** 船之外、船遣し候儀、堅く停止之事。

一、**A** 舟の外、日本人異国へ遣わし申す間敷候。

一、異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候は、死罪に申し付くべく候。…五年より内に罷  
帰り候者ハ、穿鑿を遂げ…日本にとまり申すべきにつきてハ御免、併異国え亦立帰るべきに  
おゐては、死罪に申し付くべき事。

一、伴天連訴人褒美の事、上の訴人には銀百枚、それより下には其忠にしたがい相計はれる  
べきの事。

一、異国船ニつみ来り候白糸、値段を立候て、残らず五ヶ所へ割符仕るべきの事。

一、外国へは奉書船の他は、渡航してはいけない。

一、奉書舟の他、日本人は海外へ渡航してはいけない。

一、海外に居住していた日本人の帰国は死罪を申しつける。…5年以内帰国者は調査をして、  
日本にとどまる場合には無罪、しかし海外へまた戻ろうとする場合は死罪。

一、宣教師の居場所を密告した者には銀100枚、宣教師以下の場合はその者のキリスト教の  
信仰心にしたがって銀の枚数を定める。

一、異国船が積んできた生糸は、値段を決定して五ヶ所に分配せよ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

奉書

### 鎖国令(寛永十二年令)

- 一、異国江 **A** の船遣すの儀、堅く停止之事。
- 一、 **A** 人異国江遣し申(もうし)間敷候。

#### 寛永十二年

- 一、外国へは日本の船は、渡航してはいけない。
- 一、日本人は外国へ行っては行けない。

#### 1635年

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
寛永十二年とは西暦何年か

日本  
1635年

### 鎖国令(寛永十三年令)

- 一、切支丹訴人褒美の事  
伴天連の訴人は其品により、或は三百枚或は貳百枚たるべし。
- 一、南蛮人子孫残し置かず、詳に堅く申し付くべき事。
- 一、キリシタンを密告した者は褒美を与える事。  
バテレンの密告者はそのバテレンの地位によってある者は銀三百枚、ある者は銀二百枚の褒美とする。
- 一、南蛮人の子孫は日本に残し置かないように詳細に厳しく申し付けるものである。

**難**南蛮人の子孫とあるがどのような者が追放となったか

混血児

### 鎖国令(寛永十六年令)

- 一、宗門の族(やから)、徒党を結び邪儀を企つれば、則ち御誅罰の事。
- 一、伴天連同宗旨之者かくれ居所江、彼国よりつけ届物送り与ふる事。  
右、茲(これ)に因り、自今以後**かれうた**渡海之儀これを停止せられ畢(おわんぬ)
- 一、キリシタンが徒党を組みよこしまな事を企てたら、処罰する。
- 一、宣教師や同じ宗旨の者が隠れているところへ、ポルトガルから届け物が送られることがある。これにより、これからは**ポルトガル船**の来航を禁止する。

かれうたとは何のことか

ポルトガル船

## 武家諸法度天和令

- 一(第1条) **A** <sup>はげま</sup>を励し、礼儀を正すべきの事。
- 一(第12条) 養子は同姓相応の者を撰<sup>えら</sup>び、若<sup>もし</sup>之無きにおゐては、由緒<sup>ぞんじょう</sup>を正し、存生<sup>ぞんじょう</sup>の内言上致すべし、五拾以上十七以下の輩<sup>ともがら</sup>末期に及び養子致すと雖<sup>いえど</sup>も、吟味の上之を立つべし。(中略)
- <sup>つけたり</sup>附、<sup>いよいよ</sup>歿死の儀、弥制禁せしむる事。
- 一 学問武芸、主君に対する忠、父祖に対する孝を励行し、礼儀を正しくすること。
- 一 養子は、姓を同じくする一族の中からふさわしい者を選ぶこと。もし、ふさわしい者がいない場合は、家格とか縁者などを吟味して、被相続者が生きていた間、なるべくなら50歳までのあいだに手続きをとること。被相続者が50歳以上、または17歳以下であったり、末期養子の場合は、お上が適否を判断することになる。
- 追記 歿死については引き続き禁止とすること。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

文武忠孝

## 元禄金銀の鑄造 出典：『折たく柴の記』

今**A**が議(はか)り申す所は、御領すべて**B**万石、歳々に納めらるゝ所の金は凡七十六、七万両余、……しかるに去歳の国用、凡(およそ)金百四十万両に及べり。……前代の御時…**C**八年の九月より金銀の製を改(あらため)造らる。これより此かた、歳々に収められし所の**公利**、総計金凡そ五百万両、

荻原重秀が推量するところによると、天領は400万石、1年に納められる金は約76・7万両あまり、……しかし去年の歳出は、およそ金140万両に及んでいる。……前代の**徳川綱吉**の時代…国の財政が破たんしていたので、**1695年**の9月から貨幣改鑄が行なわれた。これにより1年に納められた改鑄による差益、すなわち**出目**は、合計およそ500万両である。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

重 秀

前代とは誰のことか

徳川綱吉

空欄Bに当てはまる適語を記せ

四 百

空欄Cに当てはまる適語を記せ

元 禄

**難**公利とは何のことか

出 目

### 『読史余論』

神皇正統記に、光孝より上つかたは一向上古也。(中略)五十六代清和幼主にて、外祖  
A 摂政す。是、外戚専権の始<一変>。… B 外舅の親によりて陽成を廃し、光孝を建  
しかば、天下の権藤氏に帰す。其後 C を置き、或は置ざる代ありしかど、藤氏の権おの  
づから日々盛也<二変>。六十三代冷泉より(中略)後冷泉凡八代百三年の間は外戚権を専にす<  
三変>。後三条・白河両朝ハ政天子に出ず<四変>。堀河(中略)安徳凡九代九十七年の間は、政  
D に出ず<五変>。

武家は E 幕府を開て、父子三代天下兵馬の権を司どれり。凡三十三年<一変>・平  
F、承久の乱後、天下の権を執る。そののち七代凡百十二年、 G が代に至て滅ぶ<  
二変>。(中略)後醍醐中興ののち、源 H 反して天子蒙塵。 H、 I 院を北朝の主  
となして、みづから幕府を開く。子孫相継て十二代におよぶ。凡二百三十八年<三変>。足利  
殿の末、 J 家勃興して將軍を廃し、天子を挾みて天下に令せんと謀りしかど、事未だ成  
らずして凡十年がほど其臣 K に弑せらる。 L 家、その故智を用ひ、みづから  
C となりて天下の権を恣にせしこと、凡十五年<四変>。そののち終に当代の世となる<  
五変>。

神皇正統記によると、光孝天皇より前の時代は、すべて古い時代である。(中略)56代清和  
天皇は幼い天皇であったので、藤原良房が摂政となった(一変)…基経が義理の父親であった  
ため陽成天皇を廃止、光孝天皇を立てると、天下の権力は藤原氏のものとなった。その後関  
白は、設置されたりされなかつたりする場合があつたが、藤原氏の権力はしだいに増してい  
った(二変)。63代冷泉から(中略)後冷泉およそ8代103年間は外戚が権力を独占した(三変)。  
後三条・白河両天皇の時は、政治は天皇が行つた(四変)。堀河(中略)安徳およそ9代97年  
の間は、政治は上皇が行つた(五変)

武家は源頼朝が幕府を開いて、父子三代が軍事の権力を握つた。およそ33年(一変)。北条  
義時、承久の乱後全国の権力を握つた。その後7代120年、北条高時の代に滅ぶ(二変)。(中  
略)後醍醐天皇の建武の新政の後、足利尊氏が反して後醍醐天皇は吉野に逃れ、尊氏は光明天  
皇を擁立して北朝の主となり、自ら幕府を開いた。子孫が継いで12代に及ぶ。およそ283  
年(三変)。足利殿の終わりごろ、織田家勃興して將軍を廃止、天皇を利用して天下に命令を  
出そうと考えたが、支配が完成せず10年ほどで明智光秀に滅ぼされた。豊臣家、知恵を絞  
って自ら関白となって天下の権力をほしいままにしたことおよそ15年(四変)。その後ついに  
徳川の時代となった(五変)

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
空欄Bに当てはまる適語を記せ  
空欄Cに当てはまる適語を記せ  
空欄Dに当てはまる適語を記せ  
空欄Eに当てはまる適語を記せ  
空欄Fに当てはまる適語を記せ  
空欄Gに当てはまる適語を記せ  
空欄Hに当てはまる適語を記せ  
空欄Iに当てはまる適語を記せ  
空欄Jに当てはまる適語を記せ

良 房  
基 経  
関 白  
上 皇  
源頼朝  
義 時  
高 時  
尊 氏  
光 明  
織 田

空欄Kに当てはまる適語を記せ  
空欄Lに当てはまる適語を記せ

光 秀  
豊 臣

### 上げ米

御旗本ニ召し置かれ候 **A**、御代々段々相増し候。御蔵入高も先規よりハ多く候得ども、御切米・御扶持方、其外表立候御用筋渡方ニ引合せ候ては、畢竟年々不足之事ニ候。然ども、只今迄は所々御城米を廻され、或は御城金ヲ以て急を弁られ、彼是(かれこれ)漸く御取つゞきの事ニ候得共、今年に至て御切米等も相渡し難く、……それに付き、御代々御沙汰これ無き事ニ候得共、**万石以上の面々**より**八木**差し上げ候様に仰せ付けらるべしと思し召し、左候ハねば **A**之内数百人、御扶持召し放たるべき外はこれ無く候故、御恥辱を顧みられず仰せ出され候。高一万石ニ付き、**八木** **B**積り差し上げらるべく候。……これに依り、在江戸 **C**充(あて)成され候間、緩々休息いたし候様に、仰せ出され候。

將軍直属の旗本・御家人は、代々その数を増している。天領からの収入も、今までよりは多くなつては来たが、旗本・御家人の給与やその他表だった支出を照合すると、結局年々不足していることになる。しかし、今までは幕府が貯蔵していた米や金で急場をしのぎ、なんとかようやく取り次いで来たのだが、今年に至っては切米なども渡し難く、……したがって、徳川家代々このような処置はなかつたことであるが、**1万石以上の大名**から米を献上してもらふようにとお考えになり、そのようにしなければ数100人の御家人に、扶持米を支給しない他は方法がないために、恥を顧みずに仰せ出された。石高1万石につき米100石を献上してほしい。……これによって、**参勤交代の江戸在住を半年にする**ので、国元で休息するように仰せである。

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
万石以上の面々は何のことか  
八木とは何のことか  
空欄Bに当てはまる適語を記せ  
空欄Cに当てはまる適語を記せ

足 高  
大 名  
米  
百 石  
半 年

## 新田開発の奨励 日本橋の高札

諸国御料所又は私領と入組<sup>そうろう</sup>候場所にてても、新田ニ成るべき場所これ有るに於いてハ、其<sup>その</sup>所之御<sup>の</sup> **A**・地頭<sup>ならび</sup>并百姓<sup>もうし</sup>申談、何も得心之上、新田取立候仕形、委細絵図書付ニしるし、五畿内は **B** 町奉行所、西国・中国筋ハ **C** 町奉行所、北国筋・関八州ハ **D** 町奉行所え願ひ出べく候。

諸国の幕府の直轄領、または大名・旗本領と直轄領が入り組んでいる場所においても、新田になるべき場所があれば、その土地の代官・旗本、百姓が話し合い、お互い承知の上で、新田にする方法・詳細な絵図、書類を作成し、畿内は京都奉行所へ、西国・中国は大坂町奉行所へ、北陸と関八州は江戸町奉行へ願ひでること。

**難** 空欄Aに当てはまる適語を記せ

代官

**難** 空欄Bに当てはまる適語を記せ

京都

**難** 空欄Cに当てはまる適語を記せ

大坂

**難** 空欄Dに当てはまる適語を記せ

江戸

## 相対済し令

近年金銀出入段々多成(おおくなり)、 **A** 所寄合之節もこの儀を専ら取扱、公事訴訟ハ末ニ罷成(まかりなり)、 **A** 之本旨を失い候。借金銀・買懸り等之儀ハ、人々 **B** 之上之事ニ候得ば、自今は三 **C** 所にて済口之取扱致間敷候。

最近、金銀貸借の訴訟が多くなってきて、評定所の集まりも、これらの事ばかり扱うので、他の訴訟が隅に追いやられている。評定所の本来の意味を失っている。借金やつけ払いは当事者がお互いに決めることなので、これからは裁決の取扱をしないことにする。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

評定

空欄Bに当てはまる適語を記せ

相対

空欄Cに当てはまる適語を記せ

奉行

## 棄捐令

此度御 **A** 取御旗本・ **B** 勝手向御救之ため、**蔵宿**借金仕法御改正仰せ出され候事  
一、御旗本・御家人、**蔵宿**共より借入金利息の儀は、向後金壹両に付銀六分宛の積り、利下げ申渡候間、借り方の儀は是迄之通蔵宿と相対すべき事……  
一、旧来之借金は勿論、**六ヶ年以前辰年**までに借請(かりうけ)候金子(きんす)は古借・新借之差別なく、 **C** 之積り相心得べき事……

今度蔵米取の旗本・御家人の暮らし向きを救うため、**札差**との借金の方法を改正する命令が出された事

一、旗本・御家人が**札差**などから借金をするときの利息は、これからは金 1 両について銀 6 分とし、利息の引き下げを命じるので、借り方に関してはこれまでどおり札差と相互に話し合うこと。  
一、古い借金はもちろん、6 年前の辰年の **1784 年**までに借りた金銭は借金の破棄を命ずる。

**難**空欄 A に当てはまる適語を記せ

蔵 米

空欄 B に当てはまる適語を記せ

御家人

蔵宿とは何のことか

札 差

六ヶ年以前辰年とは西暦何年か

1784 年

空欄 C に当てはまる適語を記せ

棄 捐

## 寛政異学の禁

**朱学**之儀は、慶長以来御代々御信用の御事にて、已(すで)ニ其方家、代々右学風維持の事仰付置かれ候儀ニ候得バ、油断無く正学相励(はげみ)、門人共取立申すべき筈(はず)に候。然処(しかるところ)、近来(ちかごろ)世上種々新規之説をなし、**異学流行**、風俗を破(やぶり)候類之有り、全く**正学**衰微の故に候哉、甚だ相濟まざる事ニて候。……(中略)……此度聖堂御取締嚴重に仰付けられ、**A**彦助・**B**清助儀も右御用仰せ付けられ候事に候得ば、能々(よくよく)此旨申談じ、急度(きつと)門人共異学相禁じ、猶又、自門に限らず他門ニ申し合わせ、**正学**講窮致し、人材取立候様相心掛け申すべく候事。

朱子学については、慶長年間以来から代々信用を得て、すでに林家は、代々この学風の維持を命じられているのだから、油断無く正学に励み、門人たちの育成をしていくべきである。しかし、最近**朱子学以外の儒学(古学・折衷学)**が流行し、風俗を乱している例がある。これは朱子学が衰えている故のことだろうか。全くほっておけないことだ。……(中略)……このたび聖堂学問所も嚴重になり、柴野栗山や岡田寒泉らも儒官として登用したので、よくよくこのことを話し、必ず門人たちに異学を禁じ、また自分の門下生に限らず、他の門下生にも話し、**朱子学**を究め、人材の育成に心掛けるべきである。

朱学あるいは正学とは何のことか

朱子学

流行していた異学を2つ答えよ

古学・折衷学

空欄Aに当てはまる適語を記せ

柴野

空欄Bに当てはまる適語を記せ

岡田

## 『海国兵談』

当世ノ俗習ニテ、異国船の入津ハ**A**ニ限タル事ニテ、別ノ浦江船ヲ寄ル事ハ決シテ成ラザル事ト思エリ。……(中略)……当時**A**ニ嚴重ニ石火矢ノ備(そなえ)有テ、却(かえり)テ、**B**・相模ノ海港ニ其備ナシ。此事甚不審。細カニ思ヘバ、**C**ノ日本橋ヨリ、唐・**D**(おらんだ)迄(まで)境ナシノ水路也。然ルヲココニ備ヘズシテ、**A**ニノミ備ルハ何ゾヤ。

現在の慣習では、異国船の入港は長崎に限られているので、別の港には、船が寄ることは決してないと思っている。……(中略)……現在長崎に嚴重に大砲の設備があるが、安房や相模にはその備えはない。これは不思議である。よく考えれば、江戸の日本橋から、清やオランダは海で境なくつながっている。したがってここを防備せずに、長崎だけ備えるのはなぜなのか。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

長崎

空欄Bに当てはまる適語を記せ

安房

空欄Cに当てはまる適語を記せ

江戸

空欄Dに当てはまる適語をカタカナで記せ

オランダ

## モリソン号事件 出典『戊戌夢物語』

**イギリス**は日本に対し敵国にては之無く、謂はゞ付合もこれ無き他人に候処、今般漂浪人を憐れみ、仁義を名として、態々(わざわざ)送来り候者を、何事も取合申さず、直(ただち)に打払に相成候はば、日本は民を憐れまざる不仁の国と存ずべく候。

イギリスは日本にとって敵国ではなく、言わば付き合いがない他人であるから今、日本人漂流民を憐れんで、仁義の名のもとにわざわざ送還してきた者を、何の確かめもせずに、ただちに打ち払ったとしたら、日本は民を憐れみない仁義のない国と思われるだろう。

イギリスとあるが、実際はどここの国の船か

アメリカ船

## 異国船打払令

異国船渡来之節取計(とりはからい)方、前々従(よ)り数度仰せ出され之有り、をろしや船之儀に付ては、**文化之度改(あらため)て相触候**次第も候処(ところ)、**いきりす之船先年**

**A**に於いて狼藉に及び、近年は所々え小船にて乗寄、薪水食料を乞(こい)、**去年**に至り候ては猥(みだり)ニ上陸致し、或は廻船之米穀・嶋方之野牛等奪取候段、追々横行之振舞、其上**邪宗門**勧め入候致し方も相聞え、旁(かたがた)捨置かれ難き事ニ候。一体いきりすニ限らず、南蛮・西洋之儀は、御制禁邪教之国ニ候間、以来何れ之浦方におゐても、異国船乗寄候を見受け候ハゞ、其所に有合(ありあわせ)候人夫を以て、有無に及ばず、一図ニ打払、逃延(にげのび)候ハゞ、追船等出すに及ばず……

外国船の渡来に対する対処の方法は、前々から数回命令が出され、ロシア船のことについては、**文化の撫恤令**で改めて命令が出されたところだが、イギリスの船が少し前に**フェートン号事件**を起こし、最近では各地に小船で来て、薪水や食料を乞い、**1824年**にいたっては勝手に上陸し、あるいは廻船の米穀や島の野牛を奪い取るなどの横暴や、そのうえ**キリスト教**の入信を勧めていると聞き、それぞれ捨て置き難いことである。だいたいイギリスに限らず、南蛮・西洋の国は禁じているキリスト教の国なので、今後どの港に外国船が来ても、見つけたらそこに居合わせた人間で、有無を言わず、ひたすら打払い、逃げのびたなら、追い船を出さずに……

**難**「文化之度改て相触候」とは何のことか

文化の撫恤令

「いきりす之船先年**A**に於いて狼藉に及び」とは何のことか

フェートン号事件

空欄Aに当てはまる適語を記せ

長崎

去年とは何年か

1824年

邪宗門とは何のことか

キリスト教

### 大塩平八郎の檄文

此節ハ米価愈高直に相成、**A**之奉行、并諸役人共万物一体の仁を忘れ、得手勝手の政道を致し、**B**へは廻来之世話致し、…三都の内、大坂の金持共、年来諸大名へ貸付け候利足金銀并扶持米等莫大に掠取、…此節の天災天罰を見ながら、畏もいたさず、餓死貧人乞食共、敢て不救共…此度有志の者と申合、下民を悩し苦しめ候、諸役人共を誅戮致し、引続き奢に長じ居候、大坂市中金持の町人共を誅戮可致候。

撰河泉播村々 庄屋年寄小前百姓共え **天保八丁酉年**

この頃米価がますます高くなり、大坂の奉行ならびに役人は仁の心を忘れ、勝手な政治を行い、江戸へは米を回し、…三都の中で、大坂の金持ちは、大名貸の利息や直参の扶持米を莫大にかすめ取り、…このごろの天災を見ながら、恐れもせずに餓死貧民乞食どもをあえて救わず。…このたび有志の者と申し合わせ、庶民を悩まし苦しめている諸役人どもを暗殺し、ならびにぜいたくな暮らしをしている大坂の金持ちどもも暗殺することとした。

撰津・河内・和泉・播磨の村々の庄屋・年寄・百姓へ **1837年**

空欄Aに当てはまる適語を記せ

大坂

空欄Bに当てはまる適語を記せ

江戸

天保八年は西暦何年か

1837年

### 本多利明『**A**』

**日本は海国なれば**、渡海・運送・交易は、固より国君の天職最第一の国務なれば、万国へ船舶を遣りて、国用の要用たる産物、及び金銀銅を抜き取て日本へ入れ、国力を厚くすべきは海国具足の仕方なり。自国の力を以治る計りにては、国力次第に弱り、其弱り皆農民に当り、農民連年耗減するは自然の勢ひなり

空欄Aに当てはまる適語を記せ

経世秘策

## 天保の薪水給与令

異国船渡来の節、二念無く打払ひ申すべき旨、**文政八年**仰せ出され候。然ル処、当時**万事御改正**にて、享保・寛政の御政事ニ復され、何事によらず御仁政を施され度しとの有難き思し召しに候。右ニ付ては、外国のものニても難風に逢み、漂流等にて、食物・**A**を乞ひ候迄ニ渡来り候を、其の事情相分からざるニ、一匁ニ打払ひ候ては、万国江対せられ候御処置とも思召されず候。これにより**文化三年**異国船渡来の節、取計ひ方の儀ニ付き仰せ出され候趣ニ相復し候様仰せ出され候間、異国船と見請候ハゞ得と様子相糺し、食料・**A**等乏しく、帰帆成難き趣ニ候ハゞ、望の品相応ニ与へ、帰帆致すべき旨申し諭し、尤も上陸は致させ間敷候。

異国船が来た場合、ためらわずに打払うという命令は、**1825年**に出された。しかし、今は**天保の改革**を行い、享保・寛政の改革のように、どのようなことでも善政を施すべきとのありがたい思し召しである。これについては外国の者にも難風にあい、漂流して、食物・薪水を求めて日本にやってきたのを、事情もわからずに一途に打払ってしまったのは、諸外国に対する適切な処置とは思われない。したがって**1806年**の外国船が来た時の対処の仕方に戻し、異国船が来たならば、様子を見極めて、食料・薪水などが乏しく、帰ることが困難な船であるならば、望の品を与え、帰国させるように諭し、上陸させないようにせよ。

文政八年とは西暦何年か

1825年

「万事御改正」とは何のことか

天保の改革

空欄Aに当てはまる適語を記せ

薪水

**難**文化三年に出した命令とは何のことか

文化の撫恤令

## 日米和親条約

第一条 日本と合衆国とハ、其人民永世不朽の和親を取結び場所・人柄の差別これなきこと。

第二条 伊豆 **A** ・松前地 **B** の両港ハ、日本政府ニ於て、亜墨利加船薪水・食料・石炭欠乏の品を日本にて調ひ候丈ハ給し候為メ、渡来の儀差し免し候。

第九条 日本政府、外国人へ当節亜墨利加人へ差し許さず候廉(かど)相許し候節は、亜墨利加人へも同様に差し許し申すへし。

第1条 日本とアメリカとは、その人民永世不朽の和親を結び、場所や人によって差別をしないこと。

第2条 伊豆の下田と松前のち箱館の両港は、日本政府がアメリカ船の薪水・食料・石炭など欠乏の品を調べて給与するため渡来することを許す。

第9条 日本政府が外国人にアメリカ人に許していないことを許したときは、アメリカ人へも同様にそれを許すこと(片務的最恵国待遇)。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

下田

空欄Bに当てはまる適語を記せ

箱館

第九条はどんな内容か。漢字8字で記せ

片務的最恵国待遇

## 日露和親条約

日本国と魯西亜国との境 **A** 島と **B** 島との間に在るへし。 **A** 全島は日本に属し、 **B** 全島より北の方クリル諸島は魯西亜に属す。 **C** 島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是まで仕来の通たるへし。

日本とロシアとの国境は、択捉島と得撫島の間とする。択捉全島は日本に属し、得撫全島、それより北の千島列島はロシアに属す。樺太島にいたっては、日本とロシアとの間に国境を定めず、これまでの通り雑居地とする。

空欄Aに当てはまる適語をカタカナで記せ

エトロフ

空欄Bに当てはまる適語をカタカナで記せ

ウルップ

空欄Cに当てはまる適語をカタカナで記せ

カラフト

## 日米修好通商条約

第三条 ・港の外、次にいふ所の場所を、左の期限より開くへし。  
1859年7月 同断 1860年1月 1863年1月  
…港を開く後六ヶ月にして港は鎖すへし。此箇条の内に載たる各地は  
亜墨利加人に居留を許すへし。…双方の国人品物を売買する事、総て障りなく、  
其払方等に付て…日本役人…立合ハす。

第四条 総て国地に輸入・輸出の品々、**別冊**の通り、日本役所へ、**運上**を納むへし。

第五条 外国の諸貨幣は、日本貨幣と同種類の同量を以て、通用すへし。  
(金ハ金、銀ハ銀と、量目を以て比較するを言ふ)

第六条 **日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は、亜墨利加コンシル裁断所にて  
吟味の上、亜墨利加の法度を以て罰すへし。** 亜墨利加人へ対し、法を  
犯したる日本人は、日本役人糺(ただ)し、日本の法度を以て罰すへし。

第3条 下田・箱館港のほか、次の場所を次の期限から開くこと。

神奈川 1859年7月 長崎 同じ 新潟 1860年1月 兵庫 1863年1月  
…神奈川港を開いた後6カ月後に下田港は閉鎖する。この条に載せた各地は、  
アメリカ人に居留を許すこと。…双方の国の人々が品物を売買することに、  
すべて妨げるものはなく、その払い方などについても、日本の役人が立合わない。

第4条 日本の輸入や輸出に関する品はすべて、**貿易章程**の通りに、  
日本の役所へ、**関税**を納めること。

第5条 外国の諸貨幣は、日本貨幣と同種類で同量で、通用させること。  
(金は金、銀は銀で、重量で比較することを表す)

第6条 日本人に対して法を犯したアメリカ人は、アメリカの領事裁判所で  
取り調べ、アメリカの法を適用して罰すること(**領事裁判権**)。  
アメリカ人に対して、法を犯した日本人は、日本の役人が調べ、A  
日本の法で罰すること

空欄Aに当てはまる適語を記せ

下 田

空欄Bに当てはまる適語を記せ

箱 館

空欄Cに当てはまる適語を記せ

神 奈 川

空欄Dに当てはまる適語を記せ

長 崎

空欄Eに当てはまる適語を記せ

新 潟

空欄Fに当てはまる適語を記せ

兵 庫

**難**「別冊」が示すものを答えよ

貿易章程

運上とは何か

関 税

第六条は何を認めたものか

領事裁判権

## 王政復古の大号令

徳川内府従前御委任ノ大政返上、將軍職辞退ノ両条、今般断然聞シ食サレ候。抑(そもそも)癸丑(きちゅう)以来未曾有ノ国難、先帝頻年宸襟(しんきん)ヲ悩マサレ候御次第、衆庶知ル所ニ候。之ニ依リ叡慮ヲ決セラル、**A**、国威挽回ノ御基(もとい)立テサセラレ候間、自今**B** **C**等廃絶、即今、先(ま)ス仮ニ、**D**・**E**・**F**ノ**G**ヲ置カレ、万機行ハセラルヘシ。

徳川内大臣慶喜が、今まで委任されていた大政を返上し、將軍職を辞退したいと申し出て、天皇はそれを承諾した。そもそも1853年のペリー来航以来の国難は、孝明天皇も頭を悩ませていたことは皆知っていることである。これにより天皇は決断をなさり、天皇制を復活し、国威挽回の基礎を定められた。これからは摂政・関白・幕府を廃絶し、まず仮に総裁・議定・参与の三職を置き、全てを行なわせることにした。

徳川内府とは何という役職にあった誰か

内大臣をしていた徳川慶喜

癸丑とは西暦何年か

1853年

先帝とは誰か

孝明天皇

空欄Aに当てはまる適語を記せ

王政復古

空欄Bに当てはまる適語を記せ

摂 関

空欄Cに当てはまる適語を記せ

幕 府

空欄Dに当てはまる適語を記せ

総 裁

空欄Eに当てはまる適語を記せ

議 定

空欄Fに当てはまる適語を記せ

参 与

空欄Gに当てはまる適語を記せ

三 職

## 五箇条の御誓文

一、広く会議ヲ興シ**A**ニ決スヘシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ**B**ヲ行フヘシ

一、旧来ノ陋習(ろうしゅう)ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、広く会議を開き、全てのことは皆が話し合いで決定すること

一、上の者も下の者も心を一つにして、国家を治め、整備せよ

一、鎖国体制や攘夷をやめて、国際法を守ること

空欄Aに当てはまる適語を記せ

万機公論

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

経 綸

旧来の陋習とは何のことか

攘 夷

天地ノ公道とは何のことか

国際法

### 五榜の掲示

第一札 定 一、人タルモノ **A** ノ道ヲ正シクスヘキ事

第三札 定 **B** **C** ノ儀ハ堅ク御制禁タリ。

第1札 定める 一、人であれば**儒教**の五倫の道を正しく守ること

第3札 定める **キリスト教**は堅く禁ずる

空欄Aに当てはまる適語を記せ

五 倫

空欄Bに当てはまる適語を記せ

切支丹

空欄Cに当てはまる適語を記せ

邪宗門

### 政体書

一、天下ノ権力総テコレヲ **A** ニ帰ス、則チ政令ニ途ニ出ルノ患ナカラシム、  
**A** ノ権力ヲ分ツテ、立法・行政・司法ノ三権トス。

一、天下の権力は全て太政官に帰属し、政令が2つ出る混乱を避ける。

太政官の権力を分けて、立法・行政・司法の三権とする。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

太政官

### 版籍奉還

抑(そもそも)臣等居ル所ハ即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ。安(いづく)ンソ  
私ニ有スヘケンヤ。今謹テ其 **A** ヲ収メテ之ヲ上(たてまつ)ル

そもそも私たちが住んでいる所は天皇の土地、私たちが統治しているのは、天皇の民である。  
どうして私有が許されようか。今謹んで土地と人民をお返しし、これを天皇に上表する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

版籍奉還

### 廃藩置県

朕サキニ諸藩 **A** ヲ聴納シ、新ニ **B** ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム。然ルニ数百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其实挙ガラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍(より)テ今更ニ藩ヲ廢シ県ヲ置ク。

朕は以前に諸藩の版籍奉還を承諾し、新たに知藩事に命じてその職を与えた。  
しかし数百年の因襲が長いからか、名前だけで内実が伴っていない所がある。  
これで万民を保安し万国を相手とすることができようか。朕は深くこれを心配する。  
したがってこれよりさらに藩を廃して県を置く。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

版籍奉還

空欄Bに当てはまる適語を記せ

知藩事

### 徴兵告諭

我朝上古ノ制、海内挙テ兵ナラザルハナシ。……然ルニ太政維新**列藩版図ヲ奉還シ、辛未**(しんび)ノ歳ニ及ビ**遠ク郡県ノ古ニ復ス**。世襲坐食ノ士ハ其禄ヲ減シ、刀劍ヲ脱スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ権ヲ得セシメントス。……凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラサルハナシ。以テ国用ニ充(あ)ツ。然ラハ則チ人タルモノ心カヲ尽シ国ニ報セサルヘカラス。西人之ヲ称シテ **A** ト云フ。

わが朝廷は、古代から兵役を負担していた。……しかし明治維新が起こり、**版籍奉還、1871**年には**廃藩置県**で古代の郡県制に戻った。働かず飯を食うことを世襲していた武士は、その禄を減らし、脱刀を許可され、四民はようやく自由の権利を得た。……この世にあるもので税のないものはない。その税を国の費用に充てる。人も全力を尽くし国に報いるべきである。西洋の人間はこれを血税という。

列藩版図を奉還し、とは何のことか

版籍奉還

辛未ノ歳とは西暦何年か

1871年

遠ク郡県ノ古ニ復スとは何のことか

廃藩置県

空欄Aに当てはまる適語を記せ

血税

### 地租改正条例

今般地租改正ニ付、旧来田畑貢納ノ法ハ悉ク皆相廢シ、更ニ **A** 調査相済次第、土地ノ代価ニ随ヒ **B** ヲ以テ地租ト相定ムヘキ旨被仰出候。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

地券

空欄Bに当てはまる適語を記せ

百分ノ三

## 樺太・千島交換条約

第一款 大日本国皇帝陛下ハ其後胤ニ至ル迄、現今樺太島即薩哈噠島ノ一部ヲ所領スルノ権理ヲ、全魯西亜国皇帝陛下ニ譲リ、而今而後樺太全島ハ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両国ノ境界トス。

第二款 全魯西亜国皇帝陛下ハ、…現今所領「クリル」群島即チ第一「シムシュ」島……第十八「A」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ、而今而後(じこんじご)…東察加(カムチャッカ)地方「ラパッカ」岬ト「シムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス。

第1款 大日本国皇帝陛下は、その子孫に至るまで、樺太島すなわちサハリン島の一部を領有する権利をすべてロシア皇帝陛下に譲り、以後**宗谷海峡**をもって、両国の境界とする。

第2款 ロシア皇帝陛下は、…今の所領である**千島列島**、すなわち 第1占守島……第18得撫島の合計18島の権利及び君主に属する全ての権利を大日本国皇帝陛下に譲り、これから…カムチャッカ地方ラパッカ岬と占守島の間を国境とする。

**難** ラペルーズ海峡とはどこのことか

宗谷海峡

**難** クリル群島とは何のことか

千島列島

**難** 空欄Aに当てはまる適語を記せ

ウルップ

## 民撰議院設立の建白書 出典：『日新真事誌』

臣等伏して方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上「A」ニ在ラス、下「B」ニ在ラス、而シテ独リ「C」ニ帰ス。夫レ有司、上帝室ヲ尊フト曰ハサルニハ非ス、……而モ政令百端、朝出暮改、政刑情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽、困苦告ルナシ。……臣等愛国ノ情自ラ已(や)ム能ハス、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公儀ヲ張ルニ在ル而已(のみ)。天下ノ公儀ヲ張ルハ、「D」ヲ立ルニ在ル而已(のみ)。

我々が今政権のある場所を考えてみると、皇室になく、国民にもない、ただ藩閥官僚のみが権力を持っている。彼らは、皇室を尊んでいないとは言わないが、……しかも政令を多く出し、それは朝出たら夕方には変わっていて、首尾一貫せず、政治・刑罰が私情に左右され、賞罰も好悪に拠り、言論の道はふさがれて、困苦を告げられない。……我々は愛国の思いを止めることができない。よってこれを救う方法を求めるために、ただ天下の世論をのぼすしかない。天下の世論を伸ばすには、選挙による議院を立てるしかない。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

帝室

空欄Bに当てはまる適語を記せ

人民

空欄Cに当てはまる適語を記せ

有司

空欄Dに当てはまる適語を記せ

民撰議院

**A** 条例

第一条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ公衆を集ムル者ハ、開会三日前ニ講談論議ノ事項、講談論議スル人ノ姓名、住所、会同ノ場所、年月日ヲ詳記シ、其会主又ハ会長幹事等ヨリ管轄**警察署**ニ届出テ、其認可ヲ受クヘシ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

集 会

**国会開設の勅諭**

朕、祖宗二千五百有余年ノ鴻緒(こうちょ)ヲ貫キ……嚮(さき)ニ明治八年ニ **A** ヲ設け、十一年ニ **B** ヲ開カシム。……将ニ**明治二十三年**ヲ期シ、議員ヲ召シ国会ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス。

私は、神武天皇以来の皇統を貫き……以前 1875 年に元老院を設置し、1878 年に府県会を開かせた。……**1890 年**に議院を召集し国会を開設し、わたしの初志を達成したいと思う。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

元老院

空欄Bに当てはまる適語を記せ

府県会

明治二十三年とは西暦何年か

1890 年

**保安条例**

第四条 皇居又ハ行在所(あんざいしょ)ヲ距(へだた)ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞(おそれ)アリト認ルトキハ、**警視総監**又ハ **A** ハ**内務大臣**ノ認可ヲ経、期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入・寄宿・又ハ住居ヲ禁ズルコトヲ得。

第 4 条 皇居あるいは皇室の別荘から 3 里以内の地に住居あるいは泊まっている者で、内乱を陰謀したりそそのかしたり、あるいは治安を妨害する恐れがあると認められるときは、警視総監(当時は**三島通庸**)・地方長官は、内務大臣(当時は**山県有朋**)の認可を経て、期日・時間を限って退去させ、3 年以内の出入り・宿泊・住居を禁止できる。

**難**警視総監は誰か

三島通庸

空欄Aに当てはまる適語を記せ

地方長官

内務大臣は誰か

山県有朋

## 伊藤の岩倉宛書簡

博文来欧以来…独逸にて有名なる **A**、スタインの両師に就き、国家組織の大体を理解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を墜さざるの大眼目は充分相立候間、追て御報道申上ぐべく候。

私が来欧し、…ドイツで有名なグナイスト・スタインの両師から学び、国家組織の大方を理解し、皇室の基礎を固定し、天皇の統治権を落とさないという目的は十分達成できそうであるので、追ってまた報告をする。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

グナイスト

## 大日本帝国憲法

第一条 大日本帝国ハ **A** ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ **B** ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ **C** (そうらん)シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ **D** ヲ以テ立法権ヲ行フ

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由(よ)リ **E** 閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ **F** ヲ発ス

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ **G** ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第二十八条 日本 **H** ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本 **H** ハ法律ノ範囲内ニオイテ言論著作印行集会及 **I** ノ自由ヲ有ス

第五十五条 國務大臣ハ天皇ヲ **J** シ其ノ責ニ任ス

第五十七条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第1条 大日本帝国は神武天皇以来、天皇が統治する

第3条 天皇は神聖で、不可侵である。

第4条 天皇は国の元首で、統治権を一手に掌握し、この憲法の条文に従って統治権を行使する。

第5条 天皇は帝国議会の協賛を得ながら立法権を行使する。

第8条 天皇は公共の安全を保持するときあるいは災厄を避けるために緊急を要す時に帝国議会の閉会の場合に法律に代わる勅令を発する。

第11条 天皇は陸海軍を統率し、指揮を取る。

第12条 天皇は陸海軍の編制と常備兵額を定める。

第28条 日本臣民は秩序を妨げず臣民の義務を守る限りにおいて、信教の自由を持つ。

第29条 日本臣民は法律の範囲内において言論・著作・印刷・発行・集会および結社の自由を持つ

第 55 条 国務大臣は天皇を補佐し、天皇に対して(単独で)責任を負う。

第 57 条 司法権は天皇の名によって、法律に従い裁判所がこれを行行使する。

空欄 A に当てはまる適語を記せ

万世一系

空欄 B に当てはまる適語を記せ

神 聖

空欄 C に当てはまる適語を記せ

総 攬

空欄 D に当てはまる適語を記せ

協 賛

空欄 E に当てはまる適語を記せ

帝国議会

空欄 F に当てはまる適語を記せ

勅 令

空欄 G に当てはまる適語を記せ

統 帥

空欄 H に当てはまる適語を記せ

臣 民

**難** 空欄 I に当てはまる適語を記せ

結 社

空欄 J に当てはまる適語を記せ

輔 弼

### 黒田清隆の超然主義演説

**A** ノ憲法ハ臣民ノ敢テ一辞ヲ容ルコトヲ得サルハ勿論…各般ノ行政ハ之ニ準拠シテ計略ヲ定メ天皇陛下統治ノ大権ニ従属スヘキハ更ニ贅言ヲ要セサルナリ、然ルニ政治上ノ意見ハ人々其所説ヲ異ニシ、其説ノ合同スル者担投シテ一ノ団結ヲナシ、政党ナル者ノ社会ニ存立スルハ亦(また)情勢ノ免レサル所ナリト雖モ、政府ハ常ニ一定ノ政策ヲ取り、**B** 政党ノ外ニ立チテ、至正至中ノ道居ラサルヘカラス

天皇が定めた憲法は臣民が敢えて言葉を挟むことはできないのはもちろん、行政は各々これに準拠して政策を定め、天皇陛下の統治の大権に従属することは今さら言うべきことではない。しかし、政治上の意見は人々異なる説を持ち、その説の合同する者が団結し、政党が社会に生まれたのはまた情勢によって免れられないことではあるが、政府は常に一定の政策を取り、超然として政党の外に立ち、曲がったところのない正しい道にいなければならない。

空欄 A に当てはまる適語を記せ

欽 定

空欄 B に当てはまる適語を記せ

超 然

### 山県有朋の主権線・利益線演説

予算中ニ就キマシテ最歳出ノ大部分ヲ占メルモノハ、即陸海軍ノ経費デ御座イマス。…国家  
独立自衛ノ道ニ二途アリ。第一ニ **A** (領土)ヲ守禦スルコト、第二ニハ **B** (朝鮮)ヲ  
保護スルコトデアル。其ノ主権線トハ国ノ疆域ヲ謂ヒ、利益線トハ兵ノ主権線ノ安危ニ、密  
着ノ関係アル区域ヲ申シタノデアル。…方今列国ノ間ニ介立シテ一國ノ独立ヲ維持スルニハ、  
独 **A**ヲ守禦スルノミニテハ、決シテ十分トハ申サレマセヌ。必ズ亦 **B**ヲ保護致サナ  
クテハナラヌコトト存ジマス。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

主権線

空欄Bに当てはまる適語を記せ

利益線

### 条約改正 出典：『蹇蹇録』

**A**における条約改正の事業は…、今は漸く彼岸に達すべき時節こそ到来せり。即ち明治  
**B**年七月十三日付を以て、**C**公使は余(陸奥宗光)に電稟(でんひん)(電報で承認を得  
ること)して曰く、「本使は明日を以て**新条約(日英通商航海条約)**に調印することを得べし」  
と。而して余が此の電信に接したるは抑々(そもそも)如何なる日ぞ。**鷄林八道(朝鮮半島)**の  
危機方(まさ)に旦夕(たんせき…まじかの意)に迫り、余が **D**公使に向ひ「今は断然たる処  
置を施す必要あり、何等の口実を使用するも差支(さしつかえ)なし、実際の運動を始むべし」  
と訣別(けつべつ)類似の電訓を發したる後僅(わずか)に二日を隔つるのみ。

空欄Aに当てはまる適語をカタカナで記せ

ロンドン

空欄Bに当てはまる適語を記せ

二十七

空欄Cに当てはまる適語を記せ

青木

新条約とは何か

日英通商航海条約

**難**空欄Dに当てはまる適語を記せ

大鳥

**難**鷄林八道とはどこのことか

朝鮮半島

「脱亜論」 出典『 A 』

今日の謀(はかりごと)を為すに、我国は隣国の開明を待て共に B を興すの猶予ある可(べか)らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其 C ・ D に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可(べ)きのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て B 東方の悪友を謝絶するものなり。

現在の日本の方針を考えると、わが国は隣国の近代化を待って、共にアジアを發展させる猶予はない。むしろその仲間から脱して西洋の文明国と行動を共にし、清や朝鮮に接する方法も、隣国だからといって特別な思いやりを持つ必要もなく、ただ西洋人が接している方法で対処すべきである。悪友と親しい者は悪名から逃れられない。私は心情的に東アジアの悪友と絶交する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

時事新報

空欄Bに当てはまる適語を記せ

亜細亜

空欄Cに当てはまる適語を記せ

志那

空欄Dに当てはまる適語を記せ

朝鮮

下関条約

第一条 A は B 国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス。

第二条 清国ハ左記ノ土地ノ主権ナラビニ該地方ニ在ル城堡、兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス

一 左ノ経界内ニ在ル奉天省南部ノ地(遼東半島)

二 C 全島及其ノ附属諸島嶼(しよ)

三 D 列島

第四条 清国ハ軍費賠償金トシテ庫平銀二億両(テール)(3億1000万円)ヲ日本国ニ支払フヘキコトヲ約ス。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

清国

空欄Bに当てはまる適語を記せ

朝鮮

奉天省南部ノ地とはどこか

遼東半島

空欄Cに当てはまる適語を記せ

台湾

空欄Dに当てはまる適語を記せ

澎湖

### 三国干渉

**A** 皇帝陛下ノ政府ハ、… **B** ヲ日本ニテ所有スルコトハ、常ニ清国ノ都ヲ危フクスル  
ノミナラス、之ト同時ニ朝鮮国ノ独立ヲ有名無実トナスモノニシテ、右ハ将来永ク  
極東永久ノ平和ニ対シ障害ヲ与フルモノト認ム。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

露 国

空欄Bに当てはまる適語を記せ

遼東半島

### 自由党を祭る文 出典『 **A** 』

「歳は庚子に在り八月某夜、金風（きんぷう）浙瀝（せきれき）として露白く天高きの時、  
一星忽焉として墜ちて声あり、嗚呼 **B** 死す矣。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

万朝報

空欄Bに当てはまる適語を記せ

自由党

### ポーツマス条約

第二条 露西亜帝国政府ハ、日本国カ **A** ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益  
ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝国政府カ **A** ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置  
ヲ執ルニ方(あた)リ之ヲ阻礙(そがい)シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

第五条 露西亜帝国政府ハ、清国政府ノ承諾ヲ以テ **B** 口、 **C** 並其ノ付近ノ領土及領  
水ノ **D** 権ニ関連シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ権利、特権及譲与ヲ日本帝国政府ニ移  
転譲渡ス

第六条 露西亜帝国政府ハ、 **E** (寛城子) **B** 口間ノ鉄道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ  
於テ之ニ付属スル一切ノ権利、特権及財産及同地方ニ於テ並該鉄道ニ属シ又ハ其ノ利益ノ為  
メニ経営セラルル一切ノ炭坑ヲ、補償ヲ受クルコトナク且清国政府ノ承諾ヲ以テ日本帝国政  
府ニ移転譲渡スヘキコトヲ約ス。

第九条 露西亜帝国政府ハ、薩哈噠島南部及其ノ付近ニ於ケル一切ノ島嶼並 該地方ニ於ケ  
ル一切ノ公共営造物及財産ヲ完全ナル主権ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲与ス、其ノ譲与地域  
ノ北方境界ハ北緯 **F** 度ト定ム。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

韓 国

空欄Bに当てはまる適語を記せ

旅 順

空欄Cに当てはまる適語を記せ

大 連

空欄Dに当てはまる適語を記せ

租 借

空欄Eに当てはまる適語を記せ

長 春

空欄Fに当てはまる適語を記せ

五 十

**A** 日韓協約

韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ**財務顧問**トシテ韓国政府ニ傭聘シ、  
韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ**外交顧問**トシテ外部ニ傭聘シ、

空欄Aに当てはまる適語を記せ

第一次

**第二次日韓協約**

第一条 日本国政府ハ、在東京**外務省**ニ由(よ)リ今後韓国ノ外国ニ対スル関係及  
事務ヲ監理指揮スヘク、日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国臣民及  
利益ヲ保護スヘシ。

第三条 日本国政府ハ、其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下(けっか)ニ一名ノ  
**統監(レジデントゼネラル)**ヲ置ク。

初代統監は誰か

伊藤博文

**A** 日韓協約

第一条 韓国政府ハ施政改善ニ関シ**統監ノ指導**ヲ受クルコト。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

第三次

**A** 条約

第一条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ**統治権**ヲ完全且永久ニ日本国  
皇帝陛下ニ譲与ス

空欄Aに当てはまる適語を記せ

韓国併合

**平塚らいてう 『青鞥』 創刊の辞**

元始、女性は実に**A**であった。真正の人であった。今、女性は**B**である。他に依  
って生き、他の光によって輝く、病人のやうな蒼白い顔の**B**である。偕てこゝに**C**  
は初声を上げた。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

太陽

空欄Bに当てはまる適語を記せ

月

空欄Cに当てはまる適語を記せ

青鞥

## 工場法

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一(ひとつ)ニ該当スル工場ニ適用ス。

一、常時 **A** 人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

第二条 工場主ハ **B** 歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス。但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続き就業セシムル場合ハ此ノ限りニ在ラス。

第三条 工場主ハ **A** 歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付キ **B** 時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス。

第四条 工場主ハ **A** 歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

十 五

空欄Bに当てはまる適語を記せ

十 二

## 尾崎行雄の内閣弾劾演説

彼等ハ常ニロヲ開ケバ直チニ忠愛ヲ唱へ、恰(あたか)モ忠君愛国ハ自分ノ一手専売ノ如ク唱ヘテアリマスルガ、其為ストコロヲ見レバ、常ニ **A** (大正天皇)ノ蔭ニ隠レテ政敵ヲ狙撃スルガ如キ挙動ヲ執ッテ居ルノデアル。彼等ハ **A** ヲ以テ胸壁トナシ **B** ヲ以テ弾丸ニ代ヘテ政敵ヲ倒サントスルモノデハナイカ。……

彼らとはどの内閣を指すか

第三次桂太郎内閣

空欄Aに当てはまる適語を記せ

玉 座

当時の天皇は誰か

大正天皇

空欄Bに当てはまる適語を記せ

詔 勅

## 第一次世界大戦参戦に関する加藤高明の私見

重大なる閣議ハ…早稲田の大隈首相の私邸で開かれた。席上、伯(加藤高明)ハ…参戦と外交上の利害関係に就いて綿々と私見を左の如く述べるのであった。斯かる次第で日本は今日同盟条約の義務に依って参戦せねばならぬ立場には居ない。条文の規定が日本の参戦を命令するような事態は今日の所では未だ発生してはいない。たゞ一ハ **A** からの依頼に基く同盟の情誼(じょうぎ…よしみの意)と、一ハ帝国が此機会に独逸の根拠地(青島)を東洋から一掃して、国际上に一段と地位を高めるの利益と、この二点から参戦を断行するのが機宜(きぎ)の良策と信ずる。

伯とは誰のことか

加藤高明

空欄Aに当てはまる適語を記せ

英 国

独逸の根拠地とはどこのことか

青 島

## 二十一カ条の要求

第一号 第一条 支那国政府ハ、**A** 国カ **B** 省ニ関シ条約其他ニ依(よ)リ支那国ニ対シテ有スルー一切ノ権利・利益・譲与等ノ処分ニ付、日本国政府カ **A** 国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス。

第二号 日本国政府及支那国政府ハ支那国政府カ **C** ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ、茲(ここ)ニ左ノ条款ヲ締約セリ。

第一条 両締約国ハ旅順大連租借期限ナラビニ南満州及安奉兩鉄道各期限ヲ何(い)ず)レモ更ニ九十九ヶ年ツツ延長スヘキコトヲ約ス

第三号 第一条 両締約国ハ、将来適當ノ時機ニ於テ **D** ヲ兩國ノ合弁トナスコト…ヲ約ス

第五号 一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト

空欄Aに当てはまる適語を記せ 独逸  
空欄Bに当てはまる適語を記せ 山 東  
空欄Cに当てはまる適語を記せ 南満州及東部内蒙古  
空欄Dに当てはまる適語を記せ 漢冶萍公司

## 原敬の普通選挙観

又他年国情こゝに至れば所謂 **A** 運動も左まで憂ふべきにも非らざれども、**B** 制度打破と云ふが如き現在の社会組織に向て打撃を試んとする趣旨より**納税資格を撤廃**すと云ふが如きは実に危険極る次第にて、此の民衆の強要に因り現代組織を破壊する様の勢を作らば実に国家の基礎を危ふするものなれば、寧ろ此際議會を解散して政界の一新を計るの外なきかと思ふ。(『原敬日記』大正9年2月20日条より抜粋)

空欄Aに当てはまる適語を記せ 普通選挙  
空欄Bに当てはまる適語を記せ 階 級  
原敬内閣は納税資格をいくらからいくらに変更したか 10円から3円

## ワシントン海軍軍縮条約

第四条 各締約国ノ主力艦合計代換噸数ハ基準排水量ニ於テ合衆国五十二万五千噸、英帝国五十二万五千噸、**仏蘭西** 国十七万五千噸、**伊太利** 十七万五千噸、**日本国** **三十一万五千噸**ヲ超ユルコトヲ得ス

仏蘭西の読みを書け フランス  
伊太利はどこのか イタリア  
三十一万五千噸の読み方を数字を交えて書け 31万5000トン

民本主義 出典：『 A 』

B といふ文字は、日本語としては極めて新らしい用例である。…我々が視て以て憲政の根柢と為すところのものは、政治上一般 C を重んじ、其間に貴賤上下の別を立てず、而かも国体の君主制たると共和制たるとを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、 B といふ比較的新しい用語が一番適當であるかと思ふ。

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
空欄Bに当てはまる適語を記せ  
空欄Cに当てはまる適語を記せ

中央公論  
民本主義  
民衆

加藤高明の普通選挙法提案理由

先帝ガ維新ノ宏謨ヲ定メ給ヒテヨリ、我国諸般ノ施設ハ駿々トシテ進ミ、明治五年ニハ学制ガ頒布セラレ、六年ニハ徴兵令ニ依ル国民皆兵ノ制ガ創始セラレ、二十二年ニハ終ニ憲法ガ制定セラルハニ至ッタノデアリマス。惟フニ大憲制定終局ノ御趣意ハ、広ク国民ヲシテ大政ニ参与セシメ、広ク国民ヲシテ国家ノ進運ヲ扶持セシメラルハニ在リト拝察致スノデアリマス。(拍手) 学制、兵制、自治制等ノ創始以来五十年内外、憲政施行以来三十有六年デアリマシテ、国民ノ知見能力ニ対スル試練ハ既ニ相当ニ尽サレタリト認ムルノデアリマス。(拍手) 今ヤ正ニ A ノ制ヲ定メ、周ク国民ヲシテ国運進展ノ責任ニ膺ラシムベキ秋デアルト信ズルノデアリマス。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

普通選挙

治安維持法

第一条 A (=天皇制)ヲ変革シ B ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

空欄Aに当てはまる適語を記せ  
空欄Bに当てはまる適語を記せ  
この条文はどのような人々を取り締まる目的で作られたか

国体  
私有財産制度  
共産主義者

金融恐慌

今日ノ恐慌ハ現内閣ノ内外ニ対スル失政ノ結果ナリト云ウヲ憚ラズ。一銀行一会社ノ救済ノ為ニ…合計シテ四億七百万円ノ鉅額ヲ、人民ノ膏血(税金)ヨリ出タルノ国帑(国家財政)ノ負担ニ帰セシメントシ、支那ニ在留スル数万ノ同胞ニ対シテハ殆ド顧ル所ナシ。

今日の恐慌とは何という恐慌か  
現内閣は何内閣か  
一銀行とは何銀行か  
一会社とは何という会社か

金融恐慌  
第一次若槻礼次郎内閣  
台湾銀行  
鈴木商店

## 国際連盟脱退声明

本年(1933年)二月二十四日臨時總會ノ採択セル報告書ハ、帝国カ東洋ノ平和ヲ確保セントスル外(ほか)何等(なんら)意図ナキノ精神ヲ顧ミサルト同時ニ、事実ノ認定及之ニ基ク論断ニ於テ甚シキ誤謬(ごびゅう)ニ陥リ、就中(なかんずく)九月十八日事件当時及其ノ後ニ於ケル日本軍ノ行動ヲ以テ自衛権ノ発動ニ非スト臆断シ、又同事件前ノ緊張状態及事件後ニ於ケル事態ノ悪化カ支那側ノ全責任ニ属スルヲ看過シ、為ニ東洋ノ政局ニ新ナル紛糾ノ因ヲ作レル一方、満州国成立ノ真相ヲ無視シ且(かつ)同国ヲ承認セル帝国ノ立場ヲ否認シ東洋ニ於ケル事態安定ノ基礎ヲ破壊セントスルモノナリ。…仍テ帝国政府ハ此ノ上連盟ト協力スルノ余地ナキヲ信ジ、連盟規約第一条第三項ニ基キ帝国ガ国際連盟ヨリ、脱退スルコトヲ通告スルモノナリ。

本年とは何年か 1933年  
難臨時總會とはどこで開催されたか ジュネーブ  
報告書とは誰の報告書か リットン  
九月十八日事件とは何事件か 柳条湖事件  
難同事件前の緊張状態とは何のことか。2つ答えよ。 中村大尉事件, 万宝山事件  
「同国を承認」した条約を答えよ 日満議定書

## 第一次近衛声明

帝国政府ハ A 攻略後尚ホ支那 B ノ反省ニ最後ノ機会ヲ与フルタメ今日ニ及ヘリ。然ルニ B ハ帝国ノ真意ヲ解セス漫(みだ)リニ抗戦ヲ策シ、内民人塗炭ノ苦ミヲ察セス、外東亜全局ノ和平ヲ顧ミル所ナシ。仍(よ)って帝国政府ハ爾後(じご) B フ对手(あいて)トセス、帝国ト真ニ提携スルニ足ル新興支那政権ノ成立発展ヲ期待シ、是ト両国国交ヲ調整シテ更生新支那ノ建設ニ協力セントス。

空欄Aに当てはまる適語を記せ 南 京  
空欄Bに当てはまる適語を記せ 国民政府  
空欄Bの代表者を答えよ。 蔣介石  
新興支那政権の代表者を答えよ 汪兆銘

## 国家総動員法

第一条 本法ニ於テ **A** トハ **B** (戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ **C** 目的達成ノ為、国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、**人的及物的資源ヲ**

### 統制運用スルヲ謂フ

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、**D** ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

空欄Aに当てはまる適語を記せ

国家総動員

空欄Bに当てはまる適語を記せ

戦時

**難**空欄Cに当てはまる適語を記せ

国防

空欄Dに当てはまる適語を記せ

勅令

## 日独伊三国同盟

第三条 日本国、**A** 国及 **B** 国ハ、前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ協カスヘキコトヲ約ス。更ニ三締約國中何レカノ一國カ、現ニ**欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一國**ニ依テ攻撃セラレタルトキハ、三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス

空欄Aに当てはまる適語を記せ

独逸

空欄Bに当てはまる適語を記せ

伊太利

## 『帝国国策遂行要領』

帝国ハ現下ノ急迫セル情勢、特ニ米英蘭等各国ノ執レル対日攻撃、「ソ」連ノ情勢及帝国国力ノ弾撥(だんぱつ)性等ニ鑑ミ、「**A**」中、南方ニ対スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス。

一、帝国ハ自尊自衛ヲ全(まっ)とフスル為、対米(英蘭)戦争ヲ辞セサル決意ノ下ニ、概(おおむ)ネ **B** 下旬ヲ目途トシ、戦争準備ヲ完整ス。

二、帝国ハ、右に並行シテ米、英ニ対シ、外交ノ手段ヲ尽シテ帝国ノ要求貫徹ニ努ム。

三、前号外交交渉ニ依リ **B** 上旬頃ニ至ルモ、尚我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ、直(ただち)ニ対米(英蘭)開戦ヲ決意ス。対南方以外ノ施策ハ既定国策ニ基キ之ヲ行ヒ、特ニ米「ソ」ノ対日連合戦線ヲ結成セシメサルニ勉ム

空欄Aに当てはまる適語を記せ

情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱

**難**空欄Bに当てはまる適語を記せ

十月

## カイロ宣言

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且(かつ)之ヲ罰スル為、今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ。右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス。又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス。右同盟国ノ目的ハ、日本国ヨリ千九百十四年ノ **A** ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼(とうしょ)ヲ剥奪スルコト、並ニ **B**、**C** 及 **D** 諸島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ  
中華民国ニ返還スルコトニアリ

前期三大国ハ **E** ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ、軀(やが)テ **E** ヲ自由且(かつ)独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

空欄Aに当てはまる適語を記せ

第一次世界戦争

空欄Bに当てはまる適語を記せ

満州

空欄Cに当てはまる適語を記せ

台湾

## ヤルタ協定

三大国即チ「**A**」連邦、「**B**」合衆国及英国ノ指導者ハ「**C**」国カ降伏シ且(かつ)「**D**」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「**A**」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与(くみ)シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

二、千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ……

三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サレルヘシ

空欄Aに当てはまる適語を記せ

ソヴィエト

空欄Bに当てはまる適語を記せ

アメリカ

空欄Cに当てはまる適語を記せ

ドイツ

空欄Dに当てはまる適語を記せ

ヨーロッパ

## ポツダム宣言

- 一、吾等合衆国大統領・中華民国政府首席・及ヒ「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 八、「A」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本国ノ主権ハ本州、北海道九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本国政府カ直(ただち)ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ、且(かつ)右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。右以外ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

合衆国大統領は誰か

トルーマン

中華民国政府主席は誰か

蔣介石

「グレート・ブリテン」国総理大臣とは誰か。二人答えよ。

チャーチル, アトリー

空欄Aに当てはまる適語を記せ

カイロ

## 日本国憲法 第九条

- 一 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、Aの発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のBは、これを保持しない。国のCは、これを認めない。

## 日本国憲法 第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

難 空欄Aに当てはまる適語を記せ

国 権

難 空欄Bに当てはまる適語を記せ

戦 力

難 空欄Cに当てはまる適語を記せ

交戦権

### サンフランシスコ平和条約

第一条 (a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

第二条 (a) 日本国は、の独立を承認して、<sup>さいしゅう</sup>濟州島、<sup>こぶん</sup>巨文島及び<sup>うつりょう</sup>鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、<sup>けんげん</sup>権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、並びに日本国が千九百五年九月五日の条約の結果として主権を獲得したの一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

朝鮮

空欄Bに当てはまる適語を記せ

台湾

空欄Cに当てはまる適語を記せ

千島列島

空欄Dに当てはまる適語を記せ

ポーツマス

空欄Eに当てはまる適語を記せ

樺太

### 日米安全保障条約

第一条 平和条約及びこの条約(日米安全保障条約)の効力発生と同時に、の陸軍、空軍及び海軍を内及びその附近に配備する権利を、は許与し、はこれを受諾する。この軍隊は、における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による<sup>きょうさ</sup>教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の及び騒じょうを鎮圧するため、日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

アメリカ合衆国

空欄Bに当てはまる適語を記せ

日本国

空欄Cに当てはまる適語を記せ

極東

空欄Dに当てはまる適語を記せ

内乱

## 日ソ共同宣言

一、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言(日ソ共同宣言)が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。

四、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、**A**への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

九、ソヴィエト社会主義共和国連邦は日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して、**B**を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の**C**が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

国際連合

空欄Bに当てはまる適語を記せ

歯舞群島及び色丹島

空欄Cに当てはまる適語を記せ

平和条約

## 日韓基本条約

第二条 **A**八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号(2)に明らかに示されているとおりの**朝鮮にある唯一の合法的な政府である**ことが確認される」

空欄Aに当てはまる適語を記せ

一九一〇年

## 日中共同声明

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。

一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

三、中華人民共和国政府は**A**が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重(中略)する。

七、日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。

八、日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した。

空欄Aに当てはまる適語を記せ

台湾